

平成21年第3回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

9月8日（火）午前1

0時開議

日程第 1 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

日程第 2 議案第52号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

日程第 4 議案第53号 嵐山町税条例の一部を改正することについて

日程第 5 議案第54号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することにつ
いて

日程第 6 議案第55号 嵐山町在宅重度心身障害者手当条例の一部を改正
すること

について

日程第 7 議案第 56 号 嵐山町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正

することについて

日程第 8 議案第 57 号 平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算（第 2 号）議定につ

いて

日程第 9 議案第 58 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2

号）議定について

日程第 10 議案第 59 号 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議定について

日程第 11 議案第 60 号 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1 号）議定について

日程第 12 議案第 61 号 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議定について

日程第 13 議案第 62 号 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議定について

日程第 14 議案第 63 号 平成 21 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定

について

日程第 15 議案第 71 号 町の境界変更について

日程第 16 議案第 72 号 字の区域を変更することについて

日程第 17 議案第 73 号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

出席議員（13 名）

1 番 畠 山 美 幸 議員	2 番 青 柳 賢 治 議員
3 番 金 丸 友 章 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員	6 番 藤 野 幹 男 議員
7 番 河 井 勝 久 議員	9 番 川 口 浩 史 議員
10 番 清 水 正 之 議員	11 番 安 藤 欣 男 議員
12 番 松 本 美 子 議員	13 番 渋 谷 登美子 議員
14 番 柳 勝 次 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長	
強 瀬 明 良 環 境 課 環 境 政 策 担 当 副 課 長	
水 島 晴 夫 産 業 振 興 課 長	
木 村 一 夫 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 都 市 整 備 課 長	
小 澤 博 上 下 水 道 課 長	

田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産 業 振興課長兼務
松	本	武	久	代 表 監査委員
藤	野	幹	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年嵐山町議会第3回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、説明員中、田島環境課長につきましては都合により欠席しております。かわって強瀬環境政策担当副課長が出席しておりますので、ご了承

願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第1、報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)の件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、専決処分の報告についての件でございます。平成21年6月2日に発生をしました菅谷小学校敷地内の事故に係る損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

2枚目をごらんになっていただきたいと思います。3の事故の概要でございますけれども、去る6月2日午前 11 時ごろ、勤務時間内におきまして、学校用務員が菅谷小学校の敷地内の除草作業中に、草刈り機を持って移動する際に、使用していた草刈り機の刃が駐車中の自動車の後部のバンパーに過って接触をいたしまして、損傷させたものでございます。相手方でございますけれども、菅谷の小川京子さん、臨時の給食調理員として働いている方でございます。2の損害賠償の額でございますけれども、6万円、バンパーの交換等の修理代でございます。

当該案件につきましては、議会から専決処分事項といたしまして指定をいただいておりますので、地方自治法第 180 条に基づきまして、7月の 30 日に専決処分をし、相手方へ損害を賠償したところでございます。

なお、損害賠償額6万円につきましては、全額保険金で措置をされております。

以上です。

○柳 勝次議長 この際、何かお聞きしたいことがありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法第 180 条第2項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○柳 勝次議長 日程第2、第 52 号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで加藤教育長の退席を求めます。

〔加藤信幸教育長退席〕

○柳 勝次議長 提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 52 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 52 号は、嵐山町教育委員会委員の任命について同意を求めることについての件でございます。嵐山町教育委員会委員、加藤信幸氏の任期が平成 21 年9月 30 日に満了となるため、引き続き同氏を教育委員会委員に任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

加藤氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 52 号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

加藤教育長の入場を求めます。

〔加藤信幸教育長入場〕

○柳 勝次議長 ただいま嵐山町教育委員会委員の任命の同意を受けました加藤信幸様からこの際ごあいさつをいただきたいと思います。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 ごあいさつを申し上げます。

ただいまは教育委員会委員の任命につきご同意を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、その任の重さ、職責の重さ、改めて強く感じておるところでございます。教育課題山積する中ではありますが、嵐山町の教育、少しでも充実、発展できますよう、微力ではありますが、一生懸命頑張らせていただきたいと思います。議会の皆様方におかれましては、引き続きのご指導、そしてご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○柳 勝次議長 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員、青木裕子氏の任期が平成21年12月31

日に満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、青木氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第53号議案 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、嵐山町税条例の一部を改正することについての件でございます。地方税法の一部改正に伴い、寄附金控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 議案第53号について細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の改正に伴い、個人住民税の寄附金制度が拡大され、従来の寄附金控除の対象となっておりますふるさと納税、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金に加え、新たに地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、所得税の対象となる寄附金のうちから条例で定める寄附金を追加するものです。ただし、国に対する寄附金、政党等に対する、政治活動に対する寄附金は対象にはなりません。嵐山町においては、県内に主たる事務所を有する法人等及び埼玉県知事が指定した法人を包括指定し、県と同一の法人を指定するものです。

具体的には、改正後の条文にもありますとおり、まず所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金、1として、財務大臣が指定した寄附金、これは国立大学法人に対する寄附金などです。2としまして、独立行政法人に対する寄附金。3番目に、公益社団法人、公益財団法人に対する寄附金。4としまして、学校法人に対する寄附金。学校法人に対する寄附金は、寄附をした学校法人が特定公益増進法人であることの証明が必要となります。なお、入学に関するものは除くということになっております。5番目に、社会福祉法人に対する寄附金。6番目に、更生保護法人に対する寄附金。次に、所得税法第78条第3項に規定する特定寄附金。特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭で、その目的が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するもの。

ただし、公益信託のうち埼玉県知事または埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うもので、主務大臣による所得税法上の認定を受けたものに限ります。次に、租税特別措置法第41条の18の3に規定する特定寄附金、認定特定非営利活動法人、これはNPO法人といいます、それに対する寄附金。ただし、認定特定非営利活動法人のうち国税庁長官による租税特別措置法上の認定を受けたものに限ります。次に、県民の福祉の増進に寄与するものとして埼玉県知事が指定したものとなっております。

寄附金の控除額ですけれども、寄附金額から5,000円を差し引いた額の、まず町民税については6%、県民税については4%、合計10%でありますけれども、その10%を税額から控除することとなっております。

なお、控除対象となる寄附金額の合計額が総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額の30%を超える場合には、寄附金額ではなく、当該総所得金額等の30%相当額が控除対象の額となります。

なお、附則については、施行期日及び経過措置を定めたものです。

以上、細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、県内に有する法人ということで、町内では具体的にどのようなところに寄附した場合この対象になるのか、伺いたいと思

います。

それから、県と町で10%であると、控除額が10%であるということですが、それは県の対象を合わせて10%ということですよ。町独自の対象というのはあるのかなのか、その場合は何%の適用になるのか、伺いたいと思います。

それと、嵐山町の場合、これは県内全域だということで今ご説明あったわけですがけれども、ほかの町では町内だけを限定しているところもあるわけです。ご存じですか。ちょっとその辺の違いといいますか、どちらが有利なのかというのをもしおわかりでしたら伺いたいと思います。

それと、今までの寄附金から見まして、影響はどのぐらい出るかというのをもし計算されているようでしたら、5,000円に引き下げられるわけですよ。10万円から5,000円に引き下げられるわけですね。どの程度の影響になるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、町内の対象の法人ですが、独立行政法人の国立女性教育会館が対象です。それと、社会福祉法人で、まず嵐山町社会福祉協議会、らんざん苑、東昌保育園、こどものケアハウス嵐山学園が対象となっております。

続きまして、税率の関係ですがけれども、10%のうち町が6%、県が4%で

す。この6%、4%というのは、税率が町が6%、県が4%ということで、それで6%、4%、合わせて10%となっております。

それと、県と合わせるということですが、比企郡内では嵐山、滑川、小川、ときがわが県と一緒に同一の控除対象としております。

それと、まず住民、申告のときにこれは領収書等を持ってきてもらうわけですが、例えば町が県と合わせないと、県の控除しか受けられないのです。4%しか受けられないです。県は控除になりました、では町は控除対象ではありません、それがないように、嵐山町では県と同一ということで条例を県と同一ということでさせていただきました。

それと、影響ですが、まだ初めてのことなので、どれだけ寄附が申告のときに出てくるか、ちょっとわかりませんので、それは試算しておりません。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 県と合わせていますので、県の規則でなっていますので、嵐山町は県と合わせますよということになっています。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 53 号議案 嵐山町税条例の一部を改正することについての
件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第5、第 54 号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部
を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 54 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 54 号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することにつ

いての件でございます。健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、出産育児一時金の額を引き上げるため、この条例の一部を改正をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 54 号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表をごらんください。今回改正をお願いいたしますのは、附則に第3項として新たに規定を追加させていただくものでございます。この規定の追加は、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、平成 21 年 10 月から平成 23 年3月 31 日までの間に、出産したときに支給する出産育児一時金の額を 38 万円から 42 万円に引き上げさせていただくものでございます。これは、緊急の少子化対策の一環としてとられるものでございまして、引き上げ額4万円のうち2分の1を国が負担をするということになっております。また、附則が3項になりますことから、1項及び2項に見出しをつけさせていただきます。

この条例の施行日は、平成 21 年 10 月1日とさせていただくものでござ

います。

なお、この支払い方法につきましても、この 10 月 1 日より医療機関への直接払い制度が導入をされることになっております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 時限であるわけですね。大変これ引き上げというのは結構なことなのですが、切れてしまうと、また 38 万円に戻ってしまうわけですね。ですので、切れた後、町としては何かお考えがあるのか、これちょっと課長では厳しいかな。町長か副町長のほういいですかね。お答えをいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では、このことはまだ検討しておりません。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町もいろいろ少子化対策をやってきていただいて、私も評価していることであります。ぜひともこの分野もできれば続けていけるように努力していただきたいというふうに思います。要望で結構です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 医療費に直接、直接払いということなのですが、現在の出産費用というのは大体 42 万円以上かかるところまで高額だというふうに理解してよろしいのでしょうか、それとも差額があるのかなという思いはあるのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

この4万円の引き上げでなぜ 42 万円にしたかということにつきまして、国の説明によりますと、まず根拠といたしましては、平成 19 年度に各公共的な医療機関あるいは出産機関、そういったところを調査をいたしましたところが実勢価格が約 39 万円であったということだそうでございます。それで、従来の金額に4万円、従来 35 万円でしたので、それに4万円足して 39 万円、それから1月からのいわゆる医療の保険関係の3万円のアップ、これを加えて 42 万円としたというような説明がされております。

それから、もう一個の調査では、本年の1月、厚生労働省の科学研究調査というのがあるのだそうでございます。こちらのほうでも全国の調査を行いましたところが出産費に要する費用が全国平均で約 42 万円だということございまして、それを参考に4万円の引き上げを行ったというような説明になっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 平均で42万円というと、42万円以下ということもあるわけですね。その場合は、その差額分というのは医療機関に行くのか、本人のほうに行くのか、ちょっとそのところがわからないのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃいましたように、出産費が42万円以下の場合もございます。今回この直接払い制度と申し上げますのは、これは医療給付費と同じような形で医療機関から支払い機関であります連合会のほうへ支払いの請求が行きます。そして、そちらから支払いを行う。支払った場合に42万円以下の差額があった場合には、当然町のほうに支払い請求がございますが、その際に差額分がわかりますので、その差額分については本人に町のほうからご連絡をし、申請をしていただいて、本人に差額分を支払うというような形になる手続になっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 54 号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正すること
についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、第 55 号議案 嵐山町在宅重度心身障害者手
当条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 55 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 55 号は、嵐山町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改
正することについての件でございます。埼玉県障害者生活支援事業補助金

交付要綱の一部改正に伴いまして、在宅重度心身障害者手当の支給要件の一部を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 議案第 55 号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。まず、第2条の改正でございますが、第2条は手当の支給対象者を規定してございます。第1号、第2号につきましては、これまでどおり身体障害者手帳の1級、2級の方、療育手帳のマルA、Aの方でございます。

次に、今回追加となるものとしまして、第3号は、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方が対象となります。

続いて、第4号は、障害の程度が最重度または重度であると児童相談所の長または知的障害者更生相談所の長が判定した方を追加するものでございます。

第5号は、第1号から第4号までの方に相当すると町長が認めた方を対象としております。

続いて、第6号でございますが、超重症心身障害児ということで、人工呼吸器を使用するなど医療的ケアを必要とする重症心身障害児につきまして新たに対象者とするものでございます。この超重症心身障害児につきましては別表をつけさせていただきましたので、ご高覧いただきたいと思います。

続いて、第3条でございます。これまで第2条の対象者の中に支給制限となる方につきましても規定しておりましたが、第3条を支給制限として分けさせていただきました。第1号から第3号までは、これまでどおりでございます。今回第4号を追加させていただくもので、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方につきましては支給の対象外とするというのが加わるものであります。ただし、65歳未満で支給開始された方につきましては、引き続き支給になるものでございます。

また、附則の次に、先ほど申し上げました超重症心身障害児につきまして規定した別表を追加させていただきます。

そして、最後に附則といたしまして、この条例を平成22年1月1日から施行するというものです。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっと条例の見方がわからないので、確認なの

ですが、今まで1、2級の対象者に含めて、加えて精神障害者の1級の方もこの対象になるということでよろしいのでしょうか。それと、超重症心身障害児の方も対象になるという見方でよろしいのでしょうか。これが第1点ですが。

それと、3条の4号、65歳以上の者で、ただし以下に該当する場合はこの限りでないということで、65歳に達してしまうと、この対象から外れてしまうわけですね。これ施行が来年1月1日ですけれども、12月に手帳を受け取った、対象になったという方は65歳を過ぎて、どういうふうになるのか、その辺なのです。それが1月、2月になったらどういうふうになるのか、ちょっと説明を求めたいと思います。

それと、嵐山町では人数としてどのぐらいいるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

まず、最初の新たに追加になりました対象者でございますけれども、川口議員さんのおっしゃいましたとおり、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方が今回新たに対象になりまして、それから超重症心身障害児、こういった方も対象となります。そのほかに、ここに第4号と第5号に該当する児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長が最重度、重度であるというふうに判定した方、こういった方も追加になりますし、1号から4号までに該当

するというふうに町長が認めた者、特に手帳を持っていなくても町長が認めた方につきましても対象者というふうになります。

それから、2点目でございますが、65歳に達した方につきましては、新たに手帳を取得した場合には対象外というふうになりますけれども、例えば12月に取得をしたときに65歳にまだ達していないという場合には、引き続き1月以降も受給ができるというふうなことでなっております。取得の時点が65歳というふうなところが一つの区切りでございまして、それ以前に取得して、既得権といいたいまいしょうか、手当を受給し始めれば、65歳以降ももらえるというふうなことでございます。

それから、人数でございますが、半期、半期で支給をしております、今年の3月の支給の状況なのですが、214の方が受給をしております。そのうちの65歳以上は117人というふうになっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 65歳以上の対象外の関係なのですが、これを外した理由というのは何かお聞きになっているのでしょうか。その1点、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

今回 65 歳以上の方を対象外というふうにした理由でございますが、1つには、65 歳以上の高齢者につきましては、身体の障害に限らず、病気ですとか加齢に伴う介護等を要する状態にある方が大変多くいるということはございますし、これらの方々が基本的には介護保険制度などによりまして、いろいろなサービスが受ける状態にあるということが1つございます。それから、通常 65 歳になりますと年金や何かを受給しているというふうなこともございまして、生活の保障がある程度は保障されていると、そういったことが一つの理由になるかと思えます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 1つは、制限の中に、これ引き続きだと思うのですが、住民税が課税されている者という限定があるのですね。そういう点では、障害年金をもらっている人はどういう形というか、障害年金をもらっている人は一体課税になるのかならないのか、それを障害年金の1級というのは課税の対象としてなるのか、非課税になってしまうのかどうか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

もう一つは、先ほど 65 歳前後の話でちょっと確認をしておきたいのですが、65 歳前に手当をもらっている人は引き続きもらえると。65 歳過ぎた場合、過ぎて1級または2級に該当した人は支給の対象外になってしまう

ということなのだと思います。そういう面では、今までは 65 歳を過ぎていても、障害の 1 級、2 級等に該当してくれば、手当としてはもらえたわけです。そういう点では、介護保険がという話がありましたけれども、介護保険そのものからすれば、介護認定がされれば介護保険そのものは受けられるわけですから、介護保険云々でこの 65 歳の手当が該当しなくなってしまうということではないのではないかというふうに考えるのです。そういう点では、65 歳過ぎて手当が打ち切られるということは、ある面だと、この制度の後退に当たってしまうのかなというふうに思うのです。そういう面では、65 歳過ぎた人の場合は町あるいは県、これ県の事業ですから、65 歳過ぎた人の新たに手帳を身体障害者の 1、2 級の手帳等、該当になった場合の優遇措置的なものというものはあるのでしょうか。それだけちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初の障害者年金の受給者につきましての住民税の課税の状況でございますけれども、障害者年金の金額がちょっと今資料が出なくてあれなのですけれども、年額にしまして 90 万前後の所得というふうな収入でございまして、非課税というふうなことでござっております。

それから、65 歳を過ぎた方の手当が廃止となった、その後の優遇措置というものの考え、何かあるかということでございますけれども、それについま

しては現在のところございません。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) もう一点、ちょっと落としてしまったのですが、精神障害の場合は判定そのものが非常に難しいかなというふうに思うのです。その状況によって重くもなるし、軽くもなるというふうになるのだと思うのです。そうなった場合に、例えば一回判定が軽くなってしまうと、65歳過ぎてしまうと、再度判定が重くなった場合にはもう該当しなくなってしまうという形になってしまうのでしょうか。それだけちょっと確認しておきたいと思います。

それから、町長のほうにお聞きしたいと思います。この制度そのものは、以前は、たしか制度が始まったときは3級まで該当していたと思います。最高1万2,000円ぐらいの手当が支給をされていた時期がありました。この改正前は、重複障害については、重複障害、身体障害者と、例えば身体障害者の1級と緑の手帳のマルAの場合は7,000円だったのです。課税の限度額ありませんでした。今回65歳を外すということで、またこれ福祉の制度の後退になってしまうのだと思うのです。そういう面では、後期高齢者が始まり、介護保険が始まり、そういう点ではもうお年寄りの制度そのものがどんどん後退していくという中で、せめて町が、この制度は県の制度ですから、町がそのくらい救ってあげようというふうにはならないでしょうか。それだけお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

精神障害者保健福祉手帳の1級を持っていた方が仮に 65 歳以前に課税というふうな形で制限を受けていた場合に、65 歳を過ぎて非課税になったという場合には該当するのですが、65 歳以前のときに2級であったというふうな形で来ておりまして、その後 65 歳になってから1級になったという場合には、新たに資格を取得するというふうな形になりますので、これは該当になりません。

以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今度の法改正、県要綱の改正に伴いまして、町の条例改正、これについて政策が後退する、その分、町のほうで対応がとれないかということでございます。今度のこの改正の趣旨というのが県の交付要綱の一部改正に伴う改正であるわけですが、その前の段階で、今議員さんもおっしゃいましたが、老人保健、それから介護保険、福祉全般の見直しというのを国または県がやっているわけがあります。そういう中で国の制度自体が、前の議会でも話が出ましたが、ちょっと国がやるべきだというような部分もあるかもしれないし、県がやるべきこともあるかもしれない。しかし、そういう中で各自治体の地方、市町村の自治体がそれを

超えてやっている部分もあるわけですが、それがどこまでできるかということだと思うのです、現状の中で。それで、その中で嵐山町の中には、今度のこの要綱の改正に伴って、これに沿った形の改正が嵐山町の現状ではしようがないかな、こういう方向でいきたいということで、この案を提出をさせたわけであります。ほかの子供医療についても、いろんな面についても、できることにつきましては町の福祉が後退しないように対応をできるだけとっているわけですが、今後も議員さん、あるいはほかの議員さんもそうですけれども、いろいろお考えをお持ちだと思いますが、ご指導いただきながら、嵐山町の実情に合った、できるだけいい方法がとれればということで努力をしていきたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 該当者そのものは、非常に少ないのだというふうに思うのです。そういう面では、65歳からこれの該当になるという人が一番考えられるのは身体障害者の手帳の取得だと思うのです。同時に、身体障害者の3級、4級を持っている人は程度が重くなる、2級や1級になるという場合しか考えられないのだと思うのですけれども、そういう人たちそのものは該当する、今までは該当していたわけですから、ごくごく人数が限られてしまうというふうに思うのですけれども、せめてそのくらいのことは、月額5,000円ですから、そのくらいのことは町が救ってやっても私はいいのではないかなというふうに思うのです。まして先ほど言いましたように、高齢者の

負担そのものは、後期高齢者が始まって、保険料がかかってくる。あるいは、介護保険がかかってくる。今度は手当そのものはそういう人たちは切られてしまうという反面が出てくるわけですから、せめてそのぐらいのことは町が考えてやってもいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 清水議員さんのお考えというのはよくわかるのですが、その一つ一つのことを考えると、これぐらいな額、これぐらいな額というのをいっぱいあるわけなのです。しかし、例えば医療費を見ても、今年の4月からの医療費の伸びというのもすごい伸びをしているわけなのです。そういうものというのは、想定が国の今までの平均だと3%とか言われているのが6%ぐらいではないかということで、うちのほうとすると9%見込んだのです。しかし、それが春先の伸びというのは13%伸びている。そういうような状況を見ていきますと、なかなか、これだけだから、あれだけだからといって、そういうような形が一つとれない、とりづらい状況にあるわけです。それで、そういうものがどこまで伸びるのかというのは確たるものというのがないわけですし、それに対応していかないと、ほかのところからの資金を充当する以外にないわけでありまして、そういうものを万般を見ながら、福祉行政も後退しないようにできるだけ努力を図っていきたいと思いますが、現状では状況をお察し

をいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 先ほど人数の関係ですけれども、実績は伺ったのですけれども、例えば3の精神障害者の新たな対象になる方で1級の方はどのぐらいいらっしゃるのか。それから、4と、5と6は特にはないのだらうと、これからだと思うのですけれども、4に当たるような方はどのぐらいいらっしゃるのか。予測になりますけれども、伺えたらと思うのですが。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

精神障害の手帳をお持ちの方は、現在はゼロということでございます。
在宅手当のほうの取得をしている方はゼロということです。

それから、4号の児童相談所の長または知的障害者更生相談所の長が判定したものというふうなことで、この人数でよろしいのでしたか。これにつきましても今のところはゼロでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 55 号議案 嵐山町在宅重度心身障害者手当条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、第 56 号議案 嵐山町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 56 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 56 号は、嵐山町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。学校給食調理場の建設に伴いまして、名称及び位置を変更するため、本条例の一部を改正するものでご

ざいます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第 56 号の細部説明をさせていただきます。

新旧の対照表をちょっと見ていただきたいというふうに思います。まず、題名でございます。改正前が嵐山町学校給食共同調理場、これを嵐山町学校給食センターに改めていきたいというものでございます。

続きまして、第1条、設置でございますけれども、この中の文言表示、学校給食共同調理場を学校給食センター、そして言いかえ規定で共同調理場を給食センターに変えていきたいと。

第2条が名称及び位置ということで、共同調理場の名称及び位置は別表のとおりとすると、これを給食センターは嵐山町大字杉山 1046 番地1に置くというふうに改正をお願いするものでございます。

それから、第3条から第7条につきましては、言いかえ規定での共同調理場を給食センターに変えていくというものでございます。

それから、別表を削るというものでございます。

附則でございます。この条例は、平成 22 年1月1日から施行するという
ものでございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 56 号議案 嵐山町学校給食共同調理場設置及び管理条例
の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時14分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第8、第57号議案 平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,458万9,000円を増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を61億7,974万円とするものでございます。その他、地方債の廃止が1件、変更が2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第57号の細部につきまして説

明をさせていただきます。

初めに、6ページをお願いします。第2表、地方債の補正でございます。
学童保育施設整備事業につきましては、この事業が補助対象事業となったため、廃止するものでございます。

次のまちづくり交付金事業につきましては、交付金が増額となりましたので、起債の限度額を3,940万円減額いたしまして、3億6,350万円とするものでございます。

次の臨時財政対策債は、額の確定によりまして19万1,000円を減額し、3億1,240万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いします。歳入でございます。9款の地方特例交付金1,059万7,000円につきましては、自動車取得税交付金減収補てん特例交付金、これが1,496万7,000円ほど交付されたこと等によりまして、増額するものでございます。

次に、10款の地方交付税2億4,560万9,000円の増額につきましては、基準財政収入額が対前年度比で9.6ポイント下がったこと、景気の回復がおくれている中、平成21年度は大変厳しい経済状況の中でございます。この交付税につきましては、平成16年度以来5年連続で予算割れをしていることを踏まえまして、最悪の状況を想定し、積算したこと及び地域雇用創出推進費といたしまして4,412万1,000円が算入されていることなどの理由で増額となったものでございます。

次に、14 款国庫支出金の国庫補助金、総額が次のページにございますけれども、3億 79 万 5,000 円の増額につきましては、国の1次補正といたしまして地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億 1,059 万 8,000 円、次のページの地域活性化・公共投資臨時交付金 3,580 万円及び支給対象児童1人当たり3万 6,000 円の子育て応援特別手当交付金 1,753 万 2,000 円などが新規に交付されたこと、またまちづくり交付金1億 1,600 万円の増額によるものでございます。

16 ページをお願いいたします。15 款の県補助金 2,072 万 6,000 円の増額につきましては、児童厚生施設等整備費補助金といたしまして、学童保育室の整備事業分でございますが、1,408 万 2,000 円が補助されたこと及び緊急雇用創出基金市町村事業の追加認定分、これが 732 万 7,000 円でございまして、これが主なものでございます。

18 ページをお願いいたします。18 款の繰入金につきましては、老人保健特別会計、介護保険特別会計の決算に伴います精算分といたしまして、3,663 万円の繰り入れでございます。

繰越金につきましては、1億 9,081 万 9,000 円と確定したことに伴いまして、5,081 万 9,000 円を増額するものでございます。

21 款の町債につきましては、5,829 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、20 ページ、歳出でございます。第2款の総務費の財産管理費、庁

舎管理事業 884 万 4,000 円の増額につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、以下臨時交付金というふうに呼ばせていただきたいと思います。これによりまして非常用蓄電池、空調機フィルターの交換等及び公共施設のテレビを地デジ対応テレビに入れかえるものでございます。

次に、公用車管理事業 238 万 4,000 円の増額は、臨時交付金により公用車のカーリーナを低燃費のハイブリッド車に入れかえるものでございます。

22 ページをお願いいたします。ふるさとづくり基金管理事業 5,423 万 9,000 円の増額につきましては、当初取り崩し分 3,000 万円及び地域雇用創出推進費分 2,000 万円が主な積み立ての内容でございます。

次の公共公益施設建設基金管理事業 250 万円につきましては、観光協会からの寄附金を積み立てるものでございます。

次に、財政調整基金管理事業 2 億円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、自治振興費の地区集会所等補助事業 1,522 万 4,000 円につきましては、臨時交付金によりまして、集会所のトイレ 22 カ所、48 基分でございますが、これを洋式化するための経費として補助するものでございます。

次に、24 ページをお願いいたします。第3款の民生費の福祉基金管理事業 4,143 万 1,000 円の増額につきましては、当初取り崩し分 4,000 万円及び日本プロゴルフ協会等からの寄附金を基金に積み立てるものでございます。

次の障害者相談支援事業 123 万 9,000 円の増額につきましては、ふろさと雇用再生基金補助によりまして、専門職を配置するための経費とするものでございます。

26 ページをお願いいたします。児童措置費の子育て応援特別手当支給事業 1,906 万 1,000 円につきましては、平成 21 年度に限りまして、1 人当たり 3 万 6,000 円を第 1 子まで拡大して支給するための補助金でありまして、延べ 487 人分でございます。

次に、第 4 款衛生費のがん検診等事業 197 万 6,000 円の増額につきましては、子宮頸がん、乳がんの検診推進事業経費でございます。

28 ページをお願いいたします。一番下の道路修繕事業 2,524 万円につきましては、臨時交付金によりまして、町道 1-23 号線の舗装修繕工事 2,100 万円が主なものでございます。

30 ページをお願いいたします。生活道路整備事業の 1,100 万円の増額につきましては、臨時交付金によりまして、町道川島 185 号線の道路改築工事をするものでございます。

次の交通安全施設管理事業 1,100 万円につきましても臨時交付金によりまして、町内全域の路面標示の修繕をするものでございます。

次に、土地区画整理費の平沢土地区画整理事業 6,650 万円の増額につきましては、まちづくり交付金分 6,350 万円を補助金として追加するものでございます。

次に、次の下水道事業会計繰出事業 682 万 5,000 円でございますが、公共下水道長寿化計画策定基礎調査業務を行うための経費を繰り出すものでございます。

32 ページをお願いします。第9款の消防費の防災対策事業 1,200 万円につきましては、臨時交付金によりまして、町内 16 カ所に防災倉庫及び防災資機材を設置するものでございます。

次に、第 10 款の教育費の学校ICT環境整備事業 2,943 万 9,000 円につきましては、国庫補助及び臨時交付金によりまして、各小中学校にデジタルテレビ、ブルーレイレコーダー、プレーヤー、電子黒板、パソコン等の整備を図るものでございます。

一番下の小学校施設改修事業 5,600 万円につきましては、臨時交付金によりまして、各小学校のトイレの洋式化分として 1,600 万円、菅谷小学校の床改修分といたしまして 4,000 万円でございます。

36 ページをお願いします。スポーツ振興基金管理事業 200 万円は、当初取り崩し分を基金へ積み立てるものでございます。

最後に、予備費でございますが、625 万 6,000 円を増額させていただくものでございます。

38 ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い

ます。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 12、3ページの地方特例交付金ですが、自動車取得減収分と、これはいわゆるエコ減税に伴う減収分ということで考えてよろしいのでしょうか。

それから、地方交付税ですが、これからはこんなに来るということはないのか、いや、引き続きこのくらい来ると思いますというふうになるのか、その辺いかがでしょうか。

それと、22、23の地区集会所のトイレの改修ですが、22カ所、48基ということでご説明あったわけですが、これで全地域の集会所のトイレが改修されるということになるのでしょうか。もしどこに残っているところがあるのでしたら、そこはなぜやらないのか、最初に聞いてしまってはおかしいですが、もしやらないところがあるのでしたらちょっと伺いたと思います。

それから、26、27の子育て特別応援手当ですが、これ人数は何人になるのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) 言った。ちょっと聞いていなかったの。

それと、32、33、防災対策事業ですが、これ16カ所とおっしゃったのでしょうか。これは、これですと全地域というふうにはなっていないというふうにするのですけれども、16カ所を優先した理由を伺いたと思います。場所が

どこなのか、あわせて伺います。

それと、その下の学校ICTの関係なのですが、ただいまの説明ですと、地デジ、電子黒板という説明があつて、地デジはある程度仕方ないかなと思うのですが、ちょっと台数を伺いたいと思います。

それから、電子黒板ですが、これは本当に必要だという要望でこれをつけるようにしたのか、伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

13 ページの自動車取得税交付金減収補てん特例交付金、この関係でございますけれども、川口議員がご指摘いただきましたように、これはもうエコカー減税の関係で交付されるものでございます。

それから、地方交付税の関係でございますけれども、これからもこのぐら
い来るのかというようなお話でございます。先ほどもちょっと申し上げました
けれども、今回は基準財政収入額、これが 9.6 ポイントほど下がりました。
基準財政需要額についても 2.5 ポイント下がっているのですけれども、収
入額のほうがより多く下がったと。こういう状況が仮に続くとすれば、ある程
度の金額は、このぐらいの金額は来るでしょうけれども、今後どのようになっ
ていくかというのはなかなか担当課でも推測しにくいわけでございまして、そ

して特に平成 21 年度は交付税の総額、普通交付税の総額が 2.7 ポイントこれふえたわけでごさいますて、そういった影響もございまして、今回ふえていると。先ほどもちょっとお話したように、地域雇用創出推進基金、この関係も 4,400 万円ほど入ってきておりますので、こういった関係でふえていることになりました。これが来年以降もこのまま続くかということになりますと、それはそのときでまた別なことだろうというふうに考えております。

それから、23 ページの地区集会所の補助金の関係でございすけれども、先ほど申し上げましたように 22 カ所、48 基分というふうにお話を申し上げました。これにつきましては、既に区長会のほうへお話をさせていただきまして、区長会のほうから地区集会所の中を見ていただきまして、要望をいただいたものが 22 カ所、48 基分でごさいますて、既にもう洋式化されている集会所もあるわけでごさいますけれども、そうでないところは男女最低 1 つ、それは洋式化できるだけの予算をつけるということでございす。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、人数のほうは先ほど説明ありましたので、よろしいでしょうか。

地デジの関係についてお答えをさせていただきます。台数ということですが、各校 2 台ずつと、それから幼稚園も 2 台ということでございまして、計で 12 台ということでございす。

それから、電子黒板でございますけれども、要望かということでございますけれども、地デジ等も含めまして、学校のほうと協議をさせていただきまして、そうした要望等も踏まえまして、こういったことになったということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 33 ページの防災倉庫、防災資機材の関係でございますけれども、町では自主防災組織、これを全町につくることを目標としておりまして、今回このような交付金がいただけるというふうなこともございまして、区長会にご相談申し上げました。そうしたところ、そういうふうな形で町が計画する形で協力もいただけるというふうなことになりました。そして、このような倉庫等を整備をするに当たって、29カ所要望箇所が出てまいりました。この中で、敷地が私有地であったり、あるいはその希望している敷地に将来計画があったり、不適切な場所がその中に7カ所ございました。それから、区によっては自主防災組織を幾つかの区で1つの防災組織というふうなことを目指しているところもございまして、その中で3つとか4つ希望が出てはおりますけれども、今回予算の関係で、ぜひ2カ所に集約できないかとか、そういうお願いしたところもございます。そういったこともございまして、29カ所を16カ所に今回、本年度においては予算措置をさせていただきたいというふうなことでございます。なお、その他の箇所については、今後区

長会と話し合っていきたいというふうに考えております。具体的な場所につきましては、申し上げるとちょっと長くなるものですから、ご容赦いただけますでしょうか。後で後ほど資料として差し上げたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。

大事なことをそういえば落としてしまったのですけれども、今回こういう予算が出てきたわけですが、今度民主党政権になるわけです。民主党政権になって、いろいろ削ることも予想されるわけです。そういう中でこういう予算を出してきて大丈夫なのかどうか、その辺1点ちょっと伺いたいというふうに思います。

それと、電子黒板の関係なのですが、これ本当に必要なのかということで、ほかの学校だったか、先生でしたか、もっと緊急なものがあるだろうということがたしか言われていたと思ったのです、テレビかラジオかで。町の負担もこれあるわけですね。2分の1ですから、半分は町が持たなくてはいけないということになっているわけですね。あえて学校側だけの協議でやったということなのですが、実際に使う先生が必要だというのであれば、私もまだそれは理解しますけれども、本当に先生の意見をくみ上げて、こういう予算計上してきたのか。その辺は、ちょっと今のお話ですと、恐らく校長程度でのお話ではないかなと思われるのです。もう少しこれは考えたほうがいい

など。電子黒板をここで一気に入れてしまうというのはいかがなものかなというふうに思います。今までの黒板で十分活用できるわけです。印刷がすぐできるとか何かという便利さはあるでしょうけれども、今までので十分できるというふうに思うわけですが、その辺のお考えをちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

最初に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 答えをいたします。

臨時交付金の件ということでよろしいのですか。全体ですか。まず、臨時交付金の件ということでお話を申し上げたいと思いますけれども、この臨時交付金、経済危機対策、公共投資、合わせますと1億4,639万8,000円ほど嵐山町は予定をしているわけでございます。その関係で民主党政権にかわったというようなこともございまして、町といたしましては9月3日の日に県を通じまして国のほうにお話をというか、質問をしていただきました。当然国のほうもはっきりしたことは当然わからないわけでございまして、担当者レベルでは経済危機対策臨時交付金のほうは大丈夫だろうと、これははっきりしたことはございませんが。とにかくこの嵐山町だけではなくて、この交付金に関しましては全国の都道府県、市町村が大変注目しているところでございます。私どももそういうことで問い合わせをいたしたところでございま

すけれども、現時点でははっきり確認はできないというのが現状でございます。昨日も民主党が財務省に対しまして、この補正予算のヒアリングを行ったようでございます。そんなようなこともございますけれども、この交付金につきましては実施計画を提出をいたしまして、内示を受けているものでございます。担当課といたしましては、こういうようないきさつの中でございますけれども、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。その他につきましては、特に臨時交付金以外の部分については、それぞれの補助金なり負担金なりがある事業でございまして、特別影響はないというふうに思います。ただ、臨時交付金につきましても嵐山町は交付金をいただくよりも多い額で予算計上している部分がございます。そういった部分は、町の負担分がふえている状況でございます。

ちょっと落としましたけれども、経済危機対策臨時交付金分、これは総額で1兆円という形で言われているわけですがけれども、全国で、これにつきましてはそれぞれ金額が示され、実施計画を出し、内示をいただいております。ただ、もう一つの公共投資臨時交付金分、これにつきましてはまだ一番最初の内示というのですか、この限度額というのが通知されているわけですがけれども、嵐山町でいえば3,580万円でございますけれども、これが全国的には5,985億円、これが通知をされた金額でございます。公共投資のほうの総額というのが1兆3,790億円でございますので、約7,790億円、これについてはまだ決定がされていない状況ということでございますので、そち

らのほうはもしかすると凍結をされてしまう可能性が高いというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、電子黒板、議員さんのお考えですと不要ではないかというようなお考えでございます。これにつきましては、教育の世界におきましてもICT化と申しますか、これを避けては通れないというふうなことでございまして、そういった中で国のほうもいわゆるICTの環境整備事業という中でこういった補助をいただけるというふうなことでございまして、私どもといたしましては今後そういったことを考えていきますと、必要であるというふうに考えております。

ただ、今度お願いしましたものが電子黒板、各学校に1台でございまして、各教室全部とか、そういうことではございません。今後そういったことを考えていきますと、一つのモデルではないのですけれども、そういったことで導入も含めて考えていきたいというふうなことで1台をお願いをしたところでございます。

なお、町のほうの2分の1もあるではないかというふうなこともお話がありました。歳入のほうで、いわゆる学校情報通信技術の環境整備の補助金として2分の1をいただきまして、残りを地域活性化・経済緊急対策臨時交付金のほうでお願いするというようなことでございまして、結果的には10分の

10、国のほうで面倒見ていただけるというふうなことでございまして、そういったことでこれをお願いするというふうなことでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 財源が今後どうなるかというのは確かにわからな
いわけで、十分注意して見ていっていただきたいというふうに思います。

電子黒板の関係ですけれども、お金は全額補助対象ということでなると
いうことでありますが、これをモデルでやるということに対してもう少し、国が
進めているのは私も知っています。本当に使用されていく度合いというのが
どのくらいあるのか、やっぱり現在使っているところがどのくらいの頻度で使
っているのか、やっぱり調査してからやってもいいわけで、そういう調査なし
に、使うだろうからということで設置をするというのはいかがなものかなと。た
だだから、入れてくれというのは、そういう考えはやっぱり私は改めていかな
いといけないなというふうに思うのです。これ教育長に言ってもどうせだめな
のでしょうから、そういう考え方はやっぱり改めていっていただきたいなとい
うふうに思います。答弁いいです。

○柳 勝次議長 ほかに。

第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) まず、27 ページの女性特有のがん検診推進事業
を実施するための費用というところなのですが、こちらは乳がんと子宮頸が

んということですが、対象人数と、あとこれはクーポン事業に値するのか、お聞きしたいと思います。

そして、33 ページの学校給食共同調理場の火災保険の補正するものがあるのですが、こちらの火災保険の内容はオール電化ということで多少安くなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、35 ページの寄附図書の整理のため、県の緊急雇用創出基金市町村事業により、図書館の臨時職員賃金などを補正するもののところの賃金はいいのですけれども、消耗品の5万 2,000 円は何を購入されたのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 女性特有のがんの推進事業の関係でございますけれども、対象の人数は子宮頸がんのほうで 610 人、それから乳がんのほうで 696 人でございます。

それから、クーポンの関係ですけれども、無料クーポンを配布するというふうな形をとらせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、33 ページの新しい調理場

のほうの火災保険、これをお願いをいたしました。基本的に今お話ありましたようにオール電化かということですが、それについては関係ないとか、関係ないというふうなことでございます。これは、町村会のほうに各学校とか、いろいろ入っております、町村会のほうをお願いをするというふうなものでございまして、建物、そして厨房機器、こういったものの導入の金額をもとにいわゆる火災保険料が算出をされるところでございまして、いわゆる厨房機器、そして建物の火災の関係ということでございます。基本的にはこれの再調達価格を補償してくれると。火災に遭って、だめになってしまった場合、再びそれが使えるような形で調達ができる価格での補償額ということで今回補正をお願いしたということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 図書館管理事業の消耗品の関係でありますけれども、消耗品につきましては整理用カバー、それからラベル、ビニールカバー等でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 27 ページの保育所保育事業の中で265万5,000円の減額の補正があります。保育している低年齢児の減少により補

正するものということですが、これは今の段階でどの程度減少を見込まれているのかが1点です。

それから、31 ページです。都市計画事務事業の中で、平沢―川島線の変更に係るもの、委託料が出てまいりました。これについて、測量設計委託料、それから変更図書作成業務委託料、それから地区区画整理事業計画書というものが 413 万 7,000 円ほど業務委託料になっておりますけれども、以前に1回、副町長のほうからもおよその全体面積などを聞いております。ただ、どの程度この中に区画整理をする場所的にはどういう面があるのか、それからこの中の全体の中で地権者がどの程度いらっしゃるのか、その点をお伺いできれば。

以上でございます。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、26 ページから 27 ページの 265 万 5,000 円の減額の中身でございます。何人ぐらい減っているかということでございます。この事業の中に2つ関係するものがありまして、まず大きく言うと、この中の安心・元気！保育サービス支援事業という県単の事業がございます。この中の事業がさらに2つに分かれておりまして、いわゆる1歳児担当保育士の雇用費用ということで費用が出ておりまして、延べで 350 人、これ1人2万円ということで、掛けますと 700 万になるのですけれど

も、これがお尋ねの人数の減少が 33 人ほど減っております。合わせて 317 ということで、これらが減っておるところでございます。

それから続きまして、もう一点が乳児、これの途中入所の促進事業というのがございます。当初 20 人ほど見ておったのですけれども、これが9人という形でございまして、これは1人8万円ということで、こういったことで、減少で言いますと 11 人ほど減っているというふうなことでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、川島地区の区画整理事業の関係でございすけれども、今予定している面積でございすけれども、14.77 ヘクタールを予定しております。地権者数につきましては、72 名ということで考えています。

以上です。

○柳 勝次議長 第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、今乳児が 20 人で、約 11 人減少しているというようなことでございます。今社会で一般に言われている非常になかなか預けられないとか、そういう話があるわけですが、そういう1歳児、乳児とか、そういったところにおいては、嵐山では減少しているのだというふうにとらえてよろしいのか、1点確認させてください。

それと、14.77 ヘクタール、それから 72 人という地権者がいらっしゃると

ということでございますけれども、ここに 413 万 7,000 円と上がっている区画
整理事業計画書となるものは、ある程度場所が限定できるのか、できない
のか、いわゆる玉熊線からずっとあるところの 14.77 ヘクタールを含んでと
らえるのか、その辺を確認させてください。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 今具体的な数字ちょっと持ち合わせて
いないので、申しわけないのですけれども、出生数等を見ますと、年々微減
というのでしょうか、の傾向があるかなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 14.77 ヘクタールの関係でございますけれども、
一応今予定しております区域ということでございます。それで、この区域に
つきましては、その区域を確定をしたいというために、今回この事業計画を
作成するというものでございまして、要するにこの区域を確定することによっ
て、今後の作業、要するに都市計画区域に線引きを変えたりとか、そういう
手続を踏むために、ある程度の区画整理事業で地域を固めて、面積を固め
ていくという形の考え方でございます。中心になっているのは、市野川沿い
の調整区域と一部市街化区域を含むものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 経済危機の対策臨時交付金についてお聞きしたいと思います。

先ほど来から質問が出ておりますが、13 ページに今回のこの対策交付金の一覧が載っております。これは、町から国に対してこのような事業を目的として交付金を願いたいということで出したものと当然思っておりますが、限度額というものが最初に決まっていて、これではないと思うのです。もう少しこういうものもあったというものがあったのであれば、だけれども削られてしまったと、そのようなものがあれば、ちょっとお聞きしたいなというふうに思うのですが、よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

この臨時交付金、経済危機対策の臨時交付金でございますけれども、この額につきましては、再三申し上げておりますが、1億1,059万8,000円というのは、これは嵐山町にもう確定された数値ということで来た金額でございます。これに対しまして、では町はどのような事業をやっているかということで、今までも積み残しの事業がたくさんあるわけでございますけれども、それを各課から上げていただきました。その金額の総額は、2億4,000万

ぐらいだったと思います。約倍以上の金額の要望が出てきました。その中で各課のヒアリングを実施し、そして町長、副町長のヒアリングを実施していただきながら、ここにごさいます事業に絞っていったというのがいきさつでございまして、確かに半分ぐらいの事業を削っておりますので、個々の事業をちょっと申し上げるというのもなんでございますけれども、半分ぐらいの事業費を削っているということでご理解をいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 2点ほど質問いたします。

1つは、23 ページの地域集会所補助事業のうちの集会所のトイレの関係でありますけれども、公共施設の場合のトイレというのは2つに、男女が分かれなければいけないということが決まりだろうと思うのですが、その場合に、このこれから直そうとしている集会所の関係で、男女別になっている箇所はどのくらいあるのでしょうか。ほとんどのところが男女別、入り口からしてすべて男、女というふうに分かれていなければいけないというふうにあるわけですが、入り口の中に入って、単なる男女が並んでしまっていて、全く仕切りも何もないという形のところがあるのかどうか、そのところを1つお聞きしておきたいと思います。

それから、37 ページで学校給食、今度センターになったわけでありましてけれども、この消耗品の購入で 330 万ほどの金額が出ているわけでありましてけれども、食器類等についてはすべてリースという形が決まってきたわけでありましてけれども、具体的にその他の消耗品としてはどんなものがあるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

集会所のトイレの関係でございますけれども、大変申しわけないわけでございますけれども、私もそこまではすべて把握してございません。確かに男女が一緒のところもあると思います。そして、入り口が別々ですけれども、中に入ると一緒と、そういうところもあろうかと思いますが、私どものほうで最初区のほうに要望をお聞きしましたのは、洋式便器がないと、集会所に来たくても、お年寄りなかなかトイレが大変だから、行けないのだよという話の中で始まった話でございます。そういうことでこの補助金を予算計上させていただいたということでございます。今ご質問の状況の把握については、申しわけありませんけれども、全部把握してございません。申しわけありません。よろしくお願いします。

○柳 勝次議長 最後に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 37 ページですけれども、消耗品、これ

につきましては、当初新調理場の分がちょっと見ていなかったと申しますか、そういったことで今回お願いしたところでございます。ご承知のように、新しくなりますと、いわゆる各部屋が、例えば荷受けをしまして、野菜の下処理室であるとか、肉、魚の下処理室であるとか、調理室とか、それぞれの部屋に分かれておるところでございまして、いろんな消耗品をダブらせて使うということも、これは衛生上もちょっと無理がありまして、そういった意味で職員のほう等が相談をさせていただきまして、今回お願いをするというふうなものでございます。中身的にはいっぱいあるのですけれども、例えばボウルであるとか、あるいは包丁の研ぎ器であるとか、そういったあるいはバケツであるとか、あるいはモップであるとか、そういった消毒用のアルコールであるとか、そういったようなものをあわせて今回お願いしていきたいというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) トイレの関係ですけれども、何かそのところがちょっとまだ把握し切れないということなのですけれども、もう既に10年ぐらい前にこの問題については、公共施設については、入り口はともかく、中に入ってから完全に分かれなければならないということが決まっているのだと思うのです。そういう関係で多くの公共施設については分けてきていると思うのですけれども、その辺のところでの、では把握を後で、できたらお願い

いしたいと思います。

それから、37 ページの関係で、消耗品の関係、これらについて後からこういう問題が気がついてきて、そういうものの購入がしなければならないというふうになってきたのでしょうか。あらかじめ今までの調理場や何かでも、その必要なものについてはすべて把握できただろうと思うのですけれども、そういう関係でいきますと、300 万以上のものがどういう形で、包丁研ぎ器や何かも含めると、それだけの金額が必要なのかなというふうに思っているのですけれども、その件もう一度お聞きしたいと思います。

○柳 勝次議長 河井議員、最初の質問は答弁求めますか。要望だけで。

それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 後から気がついたかということでございまして、ある程度は予定はしておったのですけれども、ただ具体的に固まるまでには少し時間がかかったというのは実情でございます。そういったことで、そのほかにも先ほども申し上げましたように部屋が分かれているような観点から、例えば包丁なんかも、そういったものもやはり今あるだけでは足りないので、そういう各部屋ごとに分けなくてはいけませんので、専用のそういったものをそろえていくというふうなことでございまして、今回お願いしたというふうなことでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時 30 分といたします。

休 憩 午後 零時03分

再 開 午後 1時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算議定についての質疑を続行いたします。

質疑のある方はどうぞ。

第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、何点かですけれども、質問させていただきたいと思います。

ページ数で、説明書のほうになりますけれども、33 ページですか、理科教室の関係で備品の購入ということもございますけれども、これは各小中学校のほうへというふうに理解しますし、また学習指導要綱が変わるというようなこともあるかなと思っていますけれども、配分的なものがどんなふうなのか、あとはどのような備品の購入をするのかということをお尋ねします。

それと、その下ですけれども、先ほど説明等がありましたから、おおむねわかりますけれども、菅谷小の床というようなことですが、全体的には 4,000 万ということでしたけれども、面積といいましょうか、教室といいましょ

うか、どのくらいの教室なのでしょう。

それと、ほかにはこういった床の張りかえといいますか、工事に関しては学校には要望がなかったのかということをお尋ねします。

それと、次のページになりますけれども、35 ページですが、上のほうの段になりますけれども、要保護と準要保護というもので、金額的にはそんな大きくありませんが、補正が組んであります。これにつきましては、要保護については生活保護者ということになると思うのですけれども、どのくらい的人数的なものがどんなふう増加して、補正が16万3,000円ですか、あるのかなという点をお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それではまず、33 ページの理科実験の関係でございます。今議員さんのほうからお話がありましたように、国のほうの学習指導要領等々が変わってまいりました。それで、理科につきましても、時間数もこれがふえてくるということ、それから内容もいわゆる実験とか、そういうものをある程度多様というのでしょうか、ふやすような形で内容が組みまれていると、そういった中でいわゆる理科の実験器具と申しますか、そういったようなものが必要なものということで、各学校で上げていただいて、予算をお願いしたというのが実情でございます。

それで、具体的に幾つか、かなりあるのですけれども、幾つか申し上げてみますと、電子てんびんであるとか、あるいは人の模型というのでしょうか、あるいは人体の解剖模型であるとか、あるいは地球儀ではなくて、月球儀というのでしょうか、月の球儀というのでしょうか、そういったものであるとか、あるいは電気の学習セットであるとか、その学校でそれぞれ必要なものを上げさせていただいたと、そういうふうなことでございます。

それから、菅小の教室の床の張りかえでございまして、菅小につきましては、昭和 47 年の2月になって、約 37 年ほどたっているのですけれども、かなり教室のほうの床がゆがみがきていると、それから下の根太というのでしょうか、床の下の木というのでしょうか、それらもかなり、あけて、具体的にはまだ見ていないので、わからない部分もあるのですけれども、かなり傷んでいるところもあると、そういったことで今回はお願いしたということでございまして、今の状態では、4,000 万いただきますと、基本的には 17 クラスをやりたいということですが、予算的にはもうちょっとできるかなというふうに踏んでいるのですけれども、一応そういう形で普通教室棟のほうを中心にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

他校のほうでどうかということですが、今のところ、ほかの学校ではそういった要望的なものはないというふうに考えておるところでございます。

それから続きまして、35 ページの準要保護の人数なのですが、20 年度が最終的に 86 名でした。これが本年の 21 年度に入りまして、8月

6日現在で申し上げますと101人ということで、15人ほどふえている状況が来ております。そういった形で各校それぞれ人数がありますので、それに応じてちょっとお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、再質問をさせていただきますけれども、理科の実験のいろんな備品というようなことですが、これで小中学校の理科教室の実験の器具といいましょうか、道具でしょうか、そういうものはほぼ希望した予定どおり対応ができるというふうなお考えでよろしいでしょうか。

あと、要保護と準要保護の関係なのですが、15人の増というふうな回答いただきましたけれども、これは考えられる要点は、景気がというようなことが考えられるかなと思いますけれども、何かそのようなこと以外でもふえた要素はありますか。2点お願いします。

○柳 勝次議長 それでは、回答を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 この理科の実験器具につきましては、これ全部満たしているかというと、なかなかそうではないかなというふうには考えております。国のほうから指導というのでしょうか、指示ではないのですが、一応1校100万円程度というようなこともありましたので、それに

沿った形で各校上げていただいたというのが実情でございますので、100%沿っているかという、なかなかそういかない部分もあろうかなというふうにはこちらとしては考えております。

それから、要保護の話なのですが、今議員さんのほうから経済的なという、これはやっぱり一番大きな要因かなというふうなには思っているのですが、1点こちらでこう考えるのは、やっぱり離婚のケースというのでしょうか、具体的な数字はちょっと今手元にはないのですが、やっぱりそういったことが多くて、例えば母子家庭とか、そういったものの関係がやはり目立つというのでしょうか、多くなっているというのが実情かなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) まず、幾つかあるのですが、17ページで、17ページになるのですか、16ページと言ったらいいのですか、妊婦健康診査支援基金事業補助金が県の単価改正に伴い、補正するものとして123万6,000円の補正があつて、そして29ページにいきますと、嵐山町分も当然それに合わせて減額しているために、291万7,000円の減になっているのですが、この単価の減額というのは、医療費自体が減額になったということではないと思うのですが、県がそのように変更して

きた理由というのは何なのか。それで、具体的に妊婦の方は、実際に行って払っても全額補助と言われている、実は自分で払う部分があるのだよというものがとてもあるらしくて、そこでの納得しがたい部分があるようなのですが、その考え方について、嵐山町も一緒に減額してしまったのはどういうことなのか、伺いたいと思います。

それから、22 ページですけれども、22 ページ結構たくさんあるのですけれども、まず最初にホームページ運用管理事業なのですけれども、ホームページをリニューアルするのを新たに観光番組を更新するために補正するものというので、私はどんな観光番組になっているのか、きのう全部見せていただいたのですけれども、とてもいいものだと思うのですが、それをさらにまた変更するというのにはそれなりのコンセプトがあってやられるのだと思うのですけれども、その点どのようなことを考えられているのか、伺いたいと思います。今この時期にホームページをリニューアルする必要性というのはどこにあるのかなというふうに思っているのですが。

それと、22 ページの同じく町税還付金事業なのですけれども、これで全体で 2,000 万円の還付金という形になったので、20 年度に比べると少なくてよいのかなというふうに思っているのですけれども、2,000 万円のうちの利息になるのですか、その部分はどのくらいあるのか、そして今までの 1,800 万円というのをもう既に還付されているという状況なのかどうか、伺いたいと思います。

それから、27 ページなのですけれども、先ほど青柳さんが質問した中で、同じ形になるかもしれないのですけれども、特別保育対策等促進事業補助金の265万5,000円、これは現実的に人数が少なかったからというふうな形でなっているのですけれども、実際に低年齢児が入所したいと思われる方は特に多いと思うのですけれども、それを満たさないような保育園側の事情があるかどうか、あるのではないかなというふうに思うのですが、その点についての調査というのはされているでしょうか。

特に埼玉県の場合は、女性の就労の中でもM字型のMの底の部分がとても低いと、底部分が低いというのですか、なかなか若い時代にM字型でも就労しにくい状況があるというふうに言われています。それは、男性のほうが通勤時間が長いので、女性がどうしても働く状況にないというふうな形が考えられるというふうに言われているのですけれども、その点について、本来ならば低年齢児でも保育所に預けて働きたいのですけれども、そうではない、条件的に許さないという事情があるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。その点についての分析されているかどうか、伺いたいと思います。

それから、27 ページ、同じくこれなのですけれども、なぜこれがこうなってしまうのだろうというのがあるのですけれども、がん検診の増額なのですけれども、増額されるのはいいのですけれども、これはなぜ国の経済危機対策としてここに上がってくるのかが私としてはどうしても納得がいかないの

です。その理由を、国の経済対策になぜがん検診が上がってくるのか、そのことについて伺いたと思います。

それから、29 ページなのですけれども、農業用施設整備事業で寺沼の補修等を行うために補正するというので工事請負費が 110 万、機械機具借り上げ料が 20 万なのですけれども、寺沼は当初のときに職員の方がするという形でやっていくというふうに聞いていたので、それはそれは楽しみにしていたのですけれども、どうも事情が違うようで、さくをフェンスを張るように、区長さんから要望があったためにというふうに聞きました。このやり方なのですけれども、私は今の寺沼のフェンスを見てみると、何か本当に人が入ってはいけませんよという形のフェンスになっていて、さらに人が入ってくるために、フェンスで、今までなかった堰堤部分のところも堰堤部分から入れないう、堰堤部分というのですか、遊歩道的になっている周り側のところもあれして入れない形のフェンスにするのであったらば、当初の志賀1区の皆さんが要望された公園化をして、高齢者の方が散策できるようにというふうな形の公園化の要望とは違うような形に思えてくるのです。なるたけならば景觀を生かして、そしてやはりせっかくの住民の方が要望出されたような形のものにして、人が入ってこれない形のフェンスの農業用施設に寺沼を改修するのはいかがかなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたと思います。

次、31 ページといいますか、都市計画事業なのですけれども、平沢の土

地区画整理事業 6,650 万円新たに追加して、進捗率はどのくらいになるのか。これは、川島の区画整理をする以上、平沢のほうを早く仕上げてしまいたいという思いがとても強いのだろうなというふうに推測して、ここに新たに出てきたのだろうというふうに感じているのですが、その進捗率を伺うことと、1つ町長に伺いたいのですけれども、川島地区の区画整理をすると大体、ホームページで見ましたら、区画整理のお金というのは1平米 20 万というふうに平均的に出てくるのです。1平米 20 万ということは、14.7 ヘクタールですので、30 億円ほどの財源が必要になってきます。この中に多分都市計画道路なども入ってくるのかなと思うのですけれども、30 億円の財源をどのようにして確保していくのか、それを伺いたいと、実際に 30 億円になるかどうかかわからないし、これから計画決定をしてからでないと具体的なものは出てこないと思うのですけれども、大体の平均値でいくと1平米 20 万円だと、30 億円は予測しなくてはいけない新たな事業なのだなというふうに考えるのですが、その部分をどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

それと、33 ページなのですけれども、奨学資金貸付委員会運営事業の 3万円が新たに出てきたわけなのですけれども、これは年に2回、奨学資金を貸し付けするという形になってきたわけなのですけれども、奨学資金貸し付けの運用状況を見ますと、20 年度の運用状況で現金が 3,234 万 1,800 円、貸付金が 3,165 万 8,200 円というふうになっています。そうし

ますと、年に2回という形、若干人がふえてくるのかなとは思いますが、どの程度まで貸し付けができるというふうな形になってくるのか、伺いたいと思うのです。

それと、もう一つなのですが、年に2回貸し付けをするという形になって、今の場合ですと、連帯保証人が嵐山町の人でなくてはならないという形になっています。それは、やはりかなり借りる側としてもネックになってくると思うのです。いろいろなところを見ていたのですが、日本学生支援機構というのですか、前の育英会のほうですと、機関保証というふうな形になっています。人的保証と機関保証という形になっていて、私は嵐山町の機関保証を入れていくほうがよいかなと思うのですが、機関保証というのはすなわち何回か返してくれなかったならば、機関のほうで全額返してくれて、そしてその機関のほうで、信用協会とか、いろんなところですね。幾つあるのか知らないのですが、それが今度町にかわってそちらのほうに返済を求めるという仕組みなのだと思いますが、今後嵐山町でやっていく場合にはそのような形にしていけないと、嵐山町の中で連帯保証人を見つけしていくというのはとても難しいことですし、そういった考え方に変えていくべきだというふうに思っています。埼玉県の中でも見てみたのですが、そうすると県のほうでも奨学金貸し付けのことにに関してそのような形に変更できないかという形で、県のほうでも議会で一般質問がありました。それに関しての回答というのはなかった、検討中という形で、ないのですが、今後

も市町村での奨学金の貸し付けがふえていくと思うのです。そうせざるを得ない状況になっているときに、やはり今の形の人的保証というのは難しいかなと思うので、その点について伺いたいと思います。

それと、これは財源内訳の変更というのがあるのですけれども、幾つかあって、これは一体なぜでしょうというふうな感じで思ったのですけれども、県のほうの状況が定まらないのかなと思うのですけれども、例えば幼稚園の嵐山幼稚園のほうで35 ページ、何点かあったので、幾つか見たのですけれども、こども課の幼稚園管理事業で一般財源が1になっていて、それが県支出金に、科目設定だけなののですけれども、県支出金に1に財源内訳が変わっているとか、それともう一つ、22 ページにやっぱり防犯対策事業があるのですけれども、やっぱりこれも総務課のあれですけれども、なぜだかわからないのですけれども、一般財源から県支出金のほうに財源内訳が科目設定だけで補正されているのですけれども、県のほうでこれは今後も、今後予算をつける予定があるという形で出している。私も県も、埼玉県も非常に厳しい財政であるから、妊産婦の健康診査委託料が減っていたり、県費の補助費からの適応指導教室負担金がなくなって、一般財源に変わっているというふうな状況になっていると思うのです。その県との関係が今よくこの中では出てこないのですけれども、その点について伺えたらと思います。

それと、たびたびで申しわけないのですけれども、37 ページですけれども、これがよくわからないなと思ったのがあるのですが、学校給食費運営管

理事業なのですが、燃料費が新たに 150 万円と光熱水費が 240 万円になっていますけれども、この光熱水費は当初の予算では 190 万円だったのかな。それで、だから考えてみると、そうするとオール電化にしたことによって1月からの電力量がこれだけふえたというふうに考えてよいのかどうか、3カ月分ですよ。伺いたいのですが。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 答えいたします。

まず、最初の 29 ページの妊婦健康診査事業の単価の減額となった理由というふうなことでございますけれども、今年の3月に補正を組ませていただきまして、県の補助が2分の1入るということで、5回から14回分を補正を組ませていただいた分でございますけれども、国が当初示しておりました単価が7,000円ということで、それで当初を組ませていただきました。その後、県内の全市町村と県の医師会との話し合いがございまして、その中で単価を決めていったわけでございまして、事情といたしますと、それぞれの市町村の財政的な事情を加味しまして、3,000円が妥当ではないかということで決定をしたところでございます。

それから、27 ページの女性特有のがんの検診の関係でございますが、国の経済危機対策というのはなぜなのかということなのですから、この

補助金の国のほうで示してきてございます内容を見てみますと、未来への投資につながる子育て支援の一環であるというふうなことから、このような理由というふうにさせていただいたところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

23 ページのホームページのリニューアル委託料ということで200 万円ほど計上させていただきました。今渋谷議員さんがご指摘いただきましたように、嵐山町の公式ホームページ、これにアクセスしていただきますと、3つの入り口がございます、1つは嵐山町役場はこちら、次がお知らせ広場はこちら、そして3番目が嵐山町観光情報はこちらと。今回リニューアルをさせていただくのは、一番右の観光情報の関係でございます、見ていただいたと思いますが、この情報2時間 23 分 40 秒、合計しますとそれだけの動画がございます。その中でゴーゴーバーベキュー、あそこを見ていただきますと、そこで動画でいろんなお知らせをしている、アピールをしている、そういうことになっております。ここのヒット数と呼んでいますけれども、1ヒットは1ページというふうに考えていただければいいかなと思うのですけれども、大体これが1日当たり1万 5,000 から2万、これぐらいヒットしています。それで、一番多くヒットしたのが5月の3日でございます、5月の、すみません。3日が2日か、ちょっとうっかり忘れてしまったのですけれども、どちらかなので

すけれども、5万9,000 幾つというようなヒットもしております。それぐらい嵐山町のホームページの評判がいいというようなこともございます。そして、一度見ていただいた方というのは、1度見ればもうおしまいというような形で、それ以上は見ないということもございます。リニューアルすることによりまして、また新たに見ていただく、そしてほかの方にも声もかけていただきたいということで、担当課としてはリニューアルをしてまいりたい。この委託先でございますけれども、川越にございます尚美大学というところが前にもリニューアルしていただいたところでございまして、そことの話し合いを進めながら、もっといいものにしていって、嵐山町をもっと知ってもらいたい、それからもっと来ていただきたい、そんなふうな形でお願いするものでございます。

それから、次の22 ページの一般財源を1,000 円減額し、県のほうにプラスしている分、それから34 ページの関係でございますけれども、これも一般財源を1,000 円減額し、県のほうに1,000 円を上乗せしている。財源内訳の補正でございますけれども、これにつきましては県の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金、この関係でございまして、町のほうでは歳入については切り捨てを、歳出については切り上げをというようなことで予算を計上しているわけでございますけれども、当初そういう形でさせていただきました。そして、県のほうに補助のヒアリングに行きましたところ、県の10 割補助なのに一般財源が入っているのはおかしいと、当然でございまして、そういうご指摘もありました関係で、このような形で直させていただくというもの

でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、22 ページの町税還付事業についてお答えいたします。

まず、8月12日現在なのですけれども、還付した法人が36社あります。それで、還付金額ですが、本税が約1,863万5,000円返しております。還付加算金の額なのですけれども、ちょっと手元がないので、私の記憶ですと、還付加算金をまぜますと約1,900万を超えております。

それと、今回200万円補正させていただいたのですけれども、これは7月決算が9月に申告してきますので、その会社の中に8社ほど予定納税をしている会社があります。それが約200万ほど予定納税しておりますので、それを見込んで200万円を補正を組ませていただきました。それと、7月決算の会社が申告してきますと、あとはもう予算還付は法人についてはなくなります。あとは歳入還付の形になります。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、3点にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、27 ページ、これの特別保育対策の促進事業費の補助金と

ということで、これにつきましては、先ほど青柳議員さんのほうにお答えをさせていただいたとおり、1歳児の担当保育士の雇用費用、それからもう一つが乳児の途中入所の促進事業ということで、そういった意味では乳児に対する保育を確保するための補助金と、この辺が人数が減っているというふうな状況で減額をお願いするというふうなことでございます。

そういう中で、ご質問のほうが保育園側の受け入れ態勢の調査という話もあったのですけれども、けさニュース等で見た方もいるのかなと思うのですけれども、待機児童がふえていると。実質的に数値的には2万5,000人ぐらいという数字が上がっておりました。そういった中で、当町におきましても4園あるのですけれども、やはりふえている状況です。ただ、まだ若干の、園を選ばなければ、若干の余裕は現在のところあると、そんなようなことで現在進んでいるというふうな状況です。

それから、2点目が奨学金の関係でございます。これにつきましては、広報で初めてこの時期に一応募集というのでしょうか、流させていただきました。というのは、昨年来からの経済情勢、そういったものを踏まえてやはり対応をしていきたいという考え方のもとに、本年そういった対応をとらせていただいたところでございます。

その中で連帯保証人のお話がございました。条例上というか、規定上は町内に限定というふうなことで、議員さんのほうからこれを外すというか、いない場合、そういったこともあるというふうなことのお話もあったわけござ

いますけれども、そういった意味では、やはりいい場合にはほかのところでも一応県内とか、そういったことに広げていく必要があろうというふうに考えておるところでございまして、今度開かれる委員会等の意見等も聞きながら、こちらとしてはそういったことも踏まえて、ある程度の対応ができればいいかなというふうに思っております。

ただ、先日も報告をさせていただいたのですけれども、未納が約 150 万ぐらい今現在あるところとございまして、やはり本人がだめな場合にはこれ連帯保証人のほうに返却をしていただかねばならない仕組みになっておりますので、ですから余り遠いところだとこれが、遠いところだとこれがやっぱり無理がありますので、ですからその辺の範囲をどこにするかというのが1つ問題かなというふうには、課題かなというふうには考えておりますけれども、そういったことを踏まえて検討をしていければいいかなというふうに考えております。

それから、37 ページの燃料費の関係でございます。この燃料費で当初は一応9月から新しいほうでやる予定で一応当初予算も考えておったのですけれども、これが9月から 12 月、四月ほど延びていくというふうなことで、ガス代として、一応現在の菅谷の第1と、それから志賀の第2のほうのその費用を今回それがちょっと9月という予定だったものですから、それがのっていなかった、当初になかったものですから、これを月平均出しまして、そういったことでお願いをしたということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 29 ページの寺沼の改修の関係についてお答えさせていただきます。

この関係につきましては、当初というか、最初の段階ではもっと寺沼自体を公園的な利用にしていくということで、もっと今埋め立てている現状よりもかなり埋め立てをして利用していくという話が一時あったのですけれども、その後、水利組合等と協議をさせていただき段階で、のり面の保護のみの工事で実施をさせていただいて、かなり今も堤防から水深というか、それもかなりあるわけなのですけれども、それで全体を埋めるという話のときには、水深もなくして、水際まで行って、公園的に使えるような形で考えたかどうかという話が一時あったのですけれども、そのときには、間伐材というか、花見台の工業団地等の緑地なんかでも間伐材等があつて、それを使って防護さく的なものができればということで話は一時していたわけなのですけれども、その後、まだため池の水も若干下流の耕作にもどうしても水がないときには使うという話が途中から出てきまして、それで現在のような形で、のり面の崩れた部分だけの土盛りをして、ため池の機能についてはそのまま持たせるような形で、現在の形にはなっているわけなのですけれども、それで防護さくについても今の状況では危険も伴うので、実施をしてくれということで話がありまして、ちょうど経済対策の事業があつて、それで実施をさせていた

だくような形で今回予算計上はさせていただいております。

それで、今考えているのが1メートル20 のネットフェンスで、道路側については今まであったものを再利用して、あと南側についてネットフェンスをずっとぐるっと回すような形で計画はしているのですけれども、その中でまた景觀等に配慮した形でこれからできるか、その辺については検討についてはさせていただきたいと思います。今とりあえずは1メートル20 の同じような形のでぐるっと囲んで、入れないような形というか、そういうふうには考えているのですけれども、あと消防のほうで水を利用するときには一部をあけて、防災の形で利用ができるような形には考えております。それで、フェンスについては、だから景觀に配慮したもので対応できるか、今後実施をする前に再度検討させていただきたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 31 ページの平沢の土地区画整理事業の関係の進捗状況ということでございますけれども、今現在の事業計画から追いました事業費と進捗率なのですけれども、93%ぐらいいつているわけでございます。しかし、現在の事業計画につきましてはいろいろ工法等も、擁壁の工法等も変わっておりますので、それについて早急に正確な数字というか、また変更をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 川島の区画整理の関係について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今渋谷議員のほうからお話がありましたように、一般的には大体ヘクタール当たり2億円ぐらいと、一時は大体1億円ぐらいで済んでおったのですが、けれども、建物の移転の補償料の高騰とか、もろもろの関係があって、最近の区画整理だとそのくらいかかっているかなというふうには私も承知しております。

今回の川島の14.4ヘクタールの関係でございますけれども、基本的には工場誘致をするというふうなことで考えているわけでございまして、それらを考えているときに、都市計画道路の平沢―川島線の建設は当然あります。そのほかの区画道路というのは、市野川沿いに管理用道路、これ公共下水道の県の流域の幹線が通っておりますので、そのところの道路、市野川の管理用道路を兼ねた区画道路の1本というのはつくらなければいけないのかなと。そのほかは、基本的には区画道路は要らないのではないかとこのように考えております。そして、今回の14.4ヘクタールの中に予定されております建物については1軒だけでございます。したがって、そういうものを考えていったときに、先ほどお話しのように、平米20万というものはそんなにはかからずにできるのかなというふうに基本的に思っています。ただ、事業主体がどこになっていくかというふうなことが最終的には考えていかざる

を得ないのかなと。仮に進出する企業が事業主体になるとかいうことになれば、町としてどういうふうにバックアップをしていったらいいかというふうな話にはなるのかなというふうに思っております。基本的に都市計画道路の建設については、国の補助金をいただきながら、町が事業主体になっていくのかなと、そのほかの事業については、どうしていったらいいかというのを今後の企業との話し合いになるのかなというふうに思っております。いずれにしても、財源については当然今厳しい状況でございますので、できるだけ町もいろいろな面のバックアップというのは必要だというふうに考えておりますけれども、その辺については企業側と十二分に相談をして、無理のない範囲の計画を立ててみようかなというふうに今考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 何点か再質問なのですが、妊婦の健康診査料というのは、1回の検診料も下がったというふうに考えていいのですか。今のお話だと、7,000円が3,000円、国の単価が7,000円が3,000円に変わって、医師会との話し合いでということだと、基本的に妊婦の方は自分の持ち出しの部分がなくなってきたというふうに考えるのか、それともやはり補助金がなくなってきた、妊婦の持ち出し分は多くなったというふうに考えるのか、その点について伺いたいと思います。

それと、町立幼稚園の財源内訳の補正と、それから防犯対策事業の財

源内訳の補正なのですけれども、これはよくわからなかったのですけれども、1,000円以下だったので、1,000円という形で科目設定をこちらに移したということなのか、それともこれから緊急雇用で新たに来るから、こちらに移したということなのか、それがよくわからないのですけれども、それ伺いたいと思います。

それと、奨学金の貸し付けのことなのですけれども、私がちょっと長く話をしてしまったのですけれども、連帯保証人制度ではなくて、機関保証やいわゆる信用保証制度に変えたほうが、嵐山町、町自体も返還を求めて、あっちの町、こっちの町に本人や連帯保証人を追っかける必要はなくて、そのほうがお互いに気分的に楽ではないかなというふうに思っていて、そのことについて伺いたいです。ただ、まだ市町村では連帯保証人制度が多くて、今のところ見当たらないのです。でも、それは最終的にそのほうが絶対に借りやすしという感じがあるのですけれども、他の自治体とも考えて、連携してそのような機関保証というのですか、そちらのほうに移っていったほうがよいかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えさせていただきます。

検診料の単価という関係なのですけれども、基本的な妊婦健康診査に

つきましては、基本的には 5,040 円が基本となっているというふうに思っております。ただ、この 7,000 円をどういうふうな形で国が示したかというのはちょっと私もわからないのですけれども、5,040 円の中でそれぞれの市町村事業というふうな形でございますので、その範囲の中でどのくらい市町村が負担ができるかというふうなことで 3,000 円が決まったというふうに思っております。助成金というふうなことでございますので、最初から全額負担というふうな考え方は持っておりませんで、一部を負担するというふうな考え方からきております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

この財源内訳につきましては、新たに補助金があるから、移したとかということではございませんで、あくまでも事務的な部分でのことでございます。歳出では切り上げをし、歳入では切り捨てをしているのが一般的な方法でございます。ただこの事業につきましては県の 10 割の補助でございます。10 割の補助なのに、町の切り上げ、切り捨てで生じた 1,000 円が財源内訳としてのってくるのはおかしい。当然おかしいわけでございまして、それは県のほうでいいよと、そちらにのせてくれよと、そういうことで移しているものでございまして、私の説明がわかりにくいのかもかもしれませんけれども、あくまでも事務上のことということでご理解いただければと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 奨学金の連帯保証人の関係で機関保証ということでございます。これにつきましては、ちょっと私どもも勉強不足というか、初めてちょっとお聞きしましたので、可能かどうかも含めて、ちょっと研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 妊産婦健康診査の補助事業なのですが、よくわからないのですが、もともと妊婦というのは行けば請求された金額を払うわけなのですが、その金額の部分が当初予算よりは多くなるというふうに考えていいということですよ。そこのところがよくわからないのですが、健診自体の金額が下がったわけでもないし、単純に補助金額が下がって、そして県が示した金額を下げたので、嵐山町分もその分を一緒に下げたというふうに考えていいのですか。どうもよくわからなくて、嵐山町分までも下げなくてもよかったですらうというふうに私は思うのですが、そこのところがわからないのですが。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

この 7,000 円の積算というのは、実際にはもっと違った基本的な妊婦健康診査にプラスしたものがされて、この 7,000 円というのが最初は数字的に出たのかなというふうに私的には理解をしています。それで、特に単価を下げたというのは、それぞれの市町村の事情でこういった下げたわけですが、けれども、埼玉県の医師会との話し合いができたというのは、県下でやはりどこの医療機関についてもかかるのが同じ統一単価であればわかりやすいというふうなこともありまして、そういった契約を県の医師会との契約を結ぶというふうなこともありまして、全体で統一的な単価をしていったというふうな経過がございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 最初に、基金の関係ちょっとお聞きをしたいのですが、実はふるさとづくり基金ですけれども、今回 5,423 万 9,000 円を追加をして、基金を積み立てているわけですが、この活用については今後どういうふうな活用をされるのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、25 ページなのですが、障害者の相談支援委託料を 10 割補助でやるということなのですから、これサービスの提供できる専門員を配置をしてというふうに書かれているのですが、これ障害者の自立支援法と

の関係で、例えばケアプランを作成するということなののでしょうか。そういう面では、自立支援法との関係ではこれどういう事業になってくるわけなのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほどの話で保育園の待機児童の話ですけれども、待機児童いないという認識をしていたのですけれども、現実としては待機児童がいるということなののでしょうか。それだけちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

それから、小学校のトイレですけれども、トイレの改修、これ全部洋式トイレにできるということなのですか。そういう面では、ほとんどの家庭がもう洋式トイレになっているので、この事業で小学校のトイレは全部洋式になるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

それから、最後なのですが、中学校のこれは多分技術科教室の関係が出ていますのですけれども、35 ページです。これ菅谷中学校の技術科教室なののでしょうか。もしそうであれば、菅中の技術科教室はまだ改修していないような気がするのですけれども、かなり古くなっていると思うのですが、もし菅中の技術科教室であれば、私は建物のそのもののほうが問題かなというふうには思っているのですが、照明器具の設置というふうには書かれているのですけれども、これはどこの技術科教室なのか。また、菅中であれば、建物の改修というか、建て替えを必要になってくるのではないかなというふうには感じてはいるのですけれども、内容についてお聞きをしておきたいと

いうふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

23 ページのふるさとづくり基金積立金の関係でございます。5,423 万 9,000 円を増額いたしまして補正するものでございますけれども、内訳で申し上げましたように、当初 3,000 万円ほど取り崩しをいたしました。そのほかに、この中に積み立てるものが地域雇用創出推進費分ということで 2,000 万円、それを足しております。主な内容はこういうものでございまして、そのほかに土地の売り払い分とかということもございますけれども、そういった積み立てがようやく年度の当初、取り崩す前に戻ったというような状況でございます。使い道はどのように使っていくのかというようなお話でございますけれども、まだ具体的なものについては定まっているものではございませんけれども、ふるさと創生事業で始まった基金でございますので、魅力あるまちづくりのためにこれは使っていかなくてはいけないものだろうと、そして総合振興計画にございますけれども、その中の事業実施に向けての費用としても使っていくべきものであろうというふうに考えておりまして、現在のところ、これをすぐに、来年すぐに、例えば今年度すぐに何かに使うという予定はございません。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

障害者相談支援事業でございますけれども、これにつきましては町独自で始める事業でございます、現在障害のある方ですとか、その家族に対しましての相談につきましては、窓口にお見えになったときですとか、電話での相談等に対しまして、必要に応じて訪問したり、サービスの見直しや相談等を受けているところでございます。また、困難のケースにつきましては、東松山市にあります総合福祉エリアですとか、昂、それから緑光会、こういったところに委託をして対応してきておるところでございます。しかしながら、現在障害をお持ちになる方が大変多くなってきておる状態でございます、そういった方々に対しまして、よりきめ細かな対応ができるように、専門の相談員を設置して対応してまいりたいというふうに考えまして、補正をお願いしたところでございます。内容といたしますと、福祉サービスの情報提供ですとか、相談、それから各種支援策に対する助言、指導、それからサービスの調整、それからケア計画の作成等もお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、3点にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、待機児童はいるかということですけれども、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、町全体としては入所は可能というふうに考えております。と申しますのは、希望する園に集中というのでしょうか、そうしたときにやっぱり入れない部分が生じているというのは実情でございまして、ですから場所を選ばなければ町全体としては可能というふうにご理解をいただければというふうに考えております。

それから、トイレなのですけれども、これ小学校のトイレ、その中で菅小、七小、志賀小あるのですけれども、この半分の、菅小であれば全体として和式が 59 あるのですけれども、一応 30 カ所、それから七小が 30 カ所あるうちの 15 カ所、志賀小が 27 カ所あるうちの 14 カ所ということで、おおむね半分を洋式にしていければというふうに考えているところでございます。

それから、中学校の技術科教室棟の改修の関係でございます。議員さんのほうから古くなっているというようなお話がございました。確かに古い建物でございまして、昭和 40 年にできている建物でございます。ただ、今これを建て替えというふうなこと等できればいいわけですが、なかなかそうはいかない状況があるわけございまして、そういった意味で学校のほうから前々からちょっと暗いというふうな状況がございまして、いわゆる電灯というのでしょうか、そういったものを増設というのか、して、明るい、そういった技術科教室にしていきたいということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 障害者の相談支援事業ですけれども、サービスを提供することなのですか。相談で、その相談によって、サービスそのものを町が提供するようになるのでしょうか。どこどこにこういう内容のサービスがありますよという話なののでしょうか。実際に家族の人たちの相談ですから、実際にサービスが受けられるようなサービスを町が実施するというものかどうかなのかどうか、ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、トイレの改修ですけれども、これはもう基本的には全部改修するという方向に持っていけるのでしょうか。子供たちそのものは、もう家庭が全部洋式になってしまっていますから、和式のトイレ使えない子供たちのほうが多いというふうには聞いています。そういう面では、洋式トイレがあるとしても洋式トイレのほうに行って、和式のトイレ使わなくなってしまうのではないかなというふうに思うのですが、そういう面では今後改修を進めるという方向で町そのものが進んでいくのでしょうか。その辺お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、中学校の技術科教室なのですけれども、これも随分前の話なのですが、武道場と一緒に直したらどうかという話もしたことはあるのですが、建物そのものがもう古くて狭いのではないかなというふうに思っているのですが、要するに工具を置くところなんかもすごい、とても学校の施設とは思えないような、そういうふうになっていますし、床もかなりもう汚くなって

いるかと思うのですが、建物そのものは大丈夫なのかどうか、その辺もよくわかりませんが、今後の対応としてはどういうふうに対応していくのでしょうか。いつまでもあのままというわけにもなかなかいかないのかなというふうに思うのですが、そういう面では早目にやっぱり新しく改築していく必要があるかと思うのですが、どういうふうに考えていらっしゃるでしょう。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 答えいたします。

障害をお持ちの方に対しまして、相談員が福祉サービスの情報提供を行いまして、利用につなげていただくというふうな形をとらせていただくものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 では、2点、私のほうからお答えさせていただきます。

トイレの件であります、議員さんのおっしゃるように大半が洋式でございますので、ここで約半分洋式に改修させていただいて、また今後子供の実態、使用状況だとか、学校と相談しながら、予算がお許しをいただけるならば、実態に合った方向で設置をしていきたいと考えております。させていただきたい。

技術科室でありますけれども、本当に古いです。日赤社屋みたいに指定

文化財になりそうな、そのような感じで、本当にあそこで今の最先端の科学技術、そういうものを生徒が学ぶというのは本当に大変かなと。先生方も頑張っておられるわけですが、とりあえず明るい教室にということで、今回補正をさせていただいたと。箱物ですから、菅中に関しては、お話の武道場も含めまして、体育館の耐震であるとか、その他、町全体の七小の体育館であるとか、そういう一連のものを勘案しながら、これまた予算が許されれば、早急にでも建て替えて、新しい環境で生徒に学習していただきたいのですけれども、これもまた全体的な箱物の調整を見ながら、町と相談させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 今回の補正、大変な今までにない補正額でありまして、6億 1,458 万 9,000 円ということでございます。特に繰越金を確定で 5,081 万 9,000 円ということでございます。職員方の皆さんの大変な努力もあったのかなというふうに思っておりまして、敬意を表したいというふうに思っています。

ただ、今回の補正は地方交付税、国庫支出金等々が大変大幅でございまして、この補正予算が予定どおり執行できることを願ってやまないわけでございます。

ただ、今回の補正で基金を3億 17 万円積み立てができたわけですが、

財調に2億円、ふるさと基金づくり、これは清水議員さんが今聞かれましたが、5,423万9,000円、公共公益基金建設が250万円等々がございます。2億円で財調が積めたので、よかったなというふうに思っておりますが、これに対する課長の感想がありましたら。

それから、公共公益基金の観光協会が250万円、観光協会の寄附の中で、23ページですが、ございます。これは寄附目的というか、何か特別なことで、こういう基金でございますが、要望があって、とりあえず積んでおくということなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、福祉基金、これにつきましても4,143万1,000円、大幅な積み上げできたわけですが、これの今後のどういうふうに活用する予定があるのか、お伺いしたいと思います。

基金の関係につきましては以上でございますが、それぞれ基金が積み立てていくことに対しましては、総体的にはよかったなというふうには思っております。これも補正額が大変大きくなったということの一つのあらわれであろうというふうには思っております。そうでなければ基金が積めないわけですから。

続いて、25ページでございますが、国民年金の被保険者名簿等の社会保険庁への移管に伴うシステム改修に要する費用を補正するものということで31万5,000円ありますが、これはどういうことなのか。新たに補正でこういうものが出てくるわけなのですが、財源からすれば31万5,000円、こ

これは国の支出金なのですが、中身はどういうことなのでしょう。

それから、31 ページの今回平沢土地区画整理事業の補助金として 6,350 万円、まちづくり交付金分ということでございます。具体的にはどういうものがふやせたのか。当初予定はしておったのですが、今回これだけ新たに補助金が使われて、事業展開できるということのようでございますが、内容につきましてはどうなものができるのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

初めに、基金の関係でございますけれども、まず財調2億円を今回積み立てさせていただきまして、2億 3,102 万 1,000 円と財調残高なるわけでございますけれども、感想はということでございます。まずはほっとしたと、これが一番でございまして、4月に政策経営課へ参りまして、来年どうしようかと、この財調を積みなかったらどうしようかというようなときでございましたので、普通交付税が伸びましたので、本当にほっとしたと、明るい兆しが少し見えたかなと。しかしながら、2億円で十分かというふうに申しますと、決してそれは十分な金額ではないわけでございまして、県内の町村の中でも財調が多いわけではございません。そういう意味では、なるべく大きなお金を、大きな金額を財調、最低でも3億円ぐらいはあればありがたいというのが担

当課長としての感想でございます。

次に、公共公益施設建設基金の関係で観光協会から 250 万円の寄附をいただきまして、今回積み立てをさせていただきました。この寄附金につきましては、町のほうでもいろいろ慎重に考えながら、今後の使い道考えてまいりたいと思いますけれども、その中の一つとして大平山の景観、これが大平山登っていきますと、なかなか杉や何かが邪魔をしながら景色が悪いわけございまして、そういったことにも使えるものの一つかなというふうには考えております。

それから、福祉資金の関係でございますけれども、福祉資金もおかげさまで平成 21 年 3 月末は 4,331 万 1,000 円ほどの基金がございました。今回積み立てをさせていただきました、4,474 万 2,000 円と、もとに戻ったということでございまして、これにつきましても基金の趣旨に合った事業にこれから活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員さんご質問のまず 25 ページの電算委託料で、今回国民年金被保険者名簿等の電算のシステム改修に伴う経費ということで 31 万 5,000 円を計上させていただきました。これは、同時に歳入のほうでも 15 ページに同額、31 万 5,000 円を計上させていただいておりまして、すべてこれは国の

補助対象で行う事業でございます。内容でございますけれども、まず今回の電算化で行いますのは、平成14年の4月以前につきましては、国民年金の被保険者名簿、あるいはそれに関連する資料というものは町が備えつけておくということになっておりました。その後、今問題になっております年金問題が発生をしております、実は社会保険庁では平成20年の6月に年金記録問題に関する関係閣僚会議というのを開いております、その中で年金記録問題の対応の今後につきましては、市町村が保持している名簿、あるいはその他関係資料を電子画像化するとともに、この電子画像の検索システムを立ち上げまして、コンピューター記録との突合を計画的に進めていくということになっております。この中で、14年以前に、本町におきましては平成4年度からは電子データとしてこの記録関係を持っております。今回社会保険庁のほうから提出の希望がございまして、本町が用意しております名簿、紙ベースでの名簿、それから同時に電子データとして持っているものについても提供いただきたいということでお話をございました。紙ベースにつきましては、そのままお渡しをするわけなのですけれども、本町で持っております電子データの部分につきましては、システムから電子データを社会保険庁のデータベースに合うような形で加工して、そしてお渡しをするという中で、そのシステムの改修が必要になってまいりました。これが31万5,000円ということで、電算委託の内容でございまして、全額国からの補助対象で行うというものでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 平沢の土地区画整理事業の関係についてお答えさせていただきます。

まちづくり交付金で今回補正のほう 6,350 万の補正ということで、補助金として組合のほうに出すわけでございますけれども、その内訳でございますけれども、委託料と工事請負費、それに家屋、工作物の物件補償費ということで考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 政策経営課長さんから、ほっとしているという答弁でございました。嵐山町の財政、幾分明るさが出てきたのかな。当面ですよ。ただ、厳しいものは変わりありませんで、鋭意努力をいただきたいなというふうに思っております。

今電算、国民年金の関係ですが、そうしますと今まで社会保険庁で、よくマスコミで年金問題が盛んに、無年金、あるいは間違いがあったとか、そんなことがあったわけですが、嵐山町でも資料は町としてはあったと、今度それが今になってまた改修して、出してくれということになった、このずれとか、というのはどういうことなのでしょうね。年金問題が盛んに議論されて、それでこの時点でまたこういうことになってきているのですが、社会保険庁と

いう庁がどういう庁だったのか、全く理解に苦しみます。これは、電算委託料ということで委託をして、その費用が31万5,000円だということで、そういう理解でよろしいのですか。その点お聞きをいたします。最後にします。

それから、区画整理のほうは、ちょっと聞き落としがあったのですが、家屋の補償料とかということで、この事業がまだ家屋の補償料というものが今後想定されるのはどのくらいの金額が想定されるのでしょうか。なかなか進捗が難しいわけですが、今後、今想定されているものがどのくらい金額が今後出てくるものなのでしょうか。わかりましたら、お伺いしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答え申し上げます。

まず、社会保険庁のデータの管理ということにつきましては、本町で持っているいわゆる台帳関係のものに関しては、基本的には社会保険庁も共有をしてきていると、社会保険庁でも同様の記録があるというのがまず1つは前提でございます。ただし、その中でも各種資料ですとか、電子データとして持っているとか、その辺の部分というのは町が独自でやってきたところもございまして、社会保険庁としますと、今個人の年金記録問い合わせ等も行っておりますが、いろんな方法で、すべての可能性を突合に当てたいというのが基本的な考えだというふうに思っています。ですから、今の実際のやりと

りの中では、社会保険庁に問い合わせ等があった場合には、社会保険庁でないものが仮にあったとすると、町のほうにも、こういった資料がないかということで問い合わせが参ります。そういったやりとりをしながら、すべての資料を、関係するものについては可能性を含めて対応しているというのが基本的な線でございます。ただ、この際、一々、はっきり申し上げて、町のほうでこういった資料はないだろうかという問い合わせのないように、町で持っている資料はこの際すべて社会保険庁のほうは把握したいと、それを電子データ化して、町とのやりとりの部分を省略しながら可能性をさらに詰めていきたいというのが今回の基本的な考え方だというふうに思っております。その中で、本町でっております電子データ、この部分についても提供していただきたいということでございましたものですから、今議員さんおっしゃられたとおりでございまして、その委託料は業者のほうへ取り出す、データを取り出すためのそのシステム改修ということで委託をするものでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 区画整理の関係でございますけれども、家屋の移転等の関係でございます。実際全体としましては 54 戸を考えているわけなんですけれども、実際今ここにその辺のちょっと資料がございません。後でその辺について提示したいと思うのですけれども、安藤議員さんのほうにお知らせしたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 57 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)
議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時05分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第9、第 58 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保

険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 58 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 58 号は、平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,887 万 7,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 18 億 6,765 万 9,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 58 号の細部について説明をさせていただきます。

最初に、54、55 ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、歳入の3款2項1目の財政調整交付金の中の特別調整交付金でございまして、高額療養費特別支給金 22 万 2,000 円を新規として補

正をさせていただくものでございます。これは、後期高齢者医療の制度が20年4月にスタートいたしました。この後期高齢者医療制度のスタートによりまして、例えば月の途中で誕生日を迎えられた方が国保から後期高齢のほうに月の途中で移動されるということがございます。この場合には、その月の自己負担限度額、4万4,400円でございますが、これがそれぞれの保険で適用されまして、他の月に比べて負担が増加することがございました。つまり国保で4万4,400円、後期で4万4,400円、通常では月4万4,400円で済むところが倍額になってしまうというようなケースでございます。このような不合理なところがございましたところから、これに対しましては21年の1月、法の整備が図られまして、そういった月に関しましてはそれぞれ2分の1に減額をするという措置がとられております。しかしながら、この法律が整備がされる前の20年の4月から12月の間にこういったケースに該当された方につきましては、実際に負担増になっている方がいらっしゃいます。今回、その20年4月から12月分に該当された方につきましては、この支給金をもって差額を支給をするというものでございまして、一応予算上は1人2万2,200円で10人分を計上しております。これにつきましては、全額国庫負担でございます。したがって、歳出にも同額を計上をさせていただいております。

次に、ヘルスアップ事業交付金200万円でございますが、こちらも新規事業でございます。国の国保ヘルスアップ事業の中の早期介入保健指導

事業の認定を受けまして実施するものでございまして、補助率は10分の10でございます。こちらにつきましては、20年度も実施をさせていただきましたが、特定健康診査、人間ドックの受診者の中で、情報提供レベルの方で、かつ血圧、脂質、血糖、肥満のうち1つ以上のリスクのある方を対象に、栄養指導、運動指導、効果測定等を内容としました教室を実施するものでございます。対象人数としますと、およそ30人から40人程度を見込んでおります。なお、歳出にも同額の委託料を計上させていただいております。

続きまして、2目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金145万6,000円を計上させていただきましたが、こちらも新規でございまして、これは21年度から介護報酬が3%引き上げられました。この改定に伴いまして、国民健康保険税、介護分でございますが、この上昇を抑制するために国から交付をされるものでございます。21年度分につきましては上昇分の全額を、それから22年度分につきましては上昇分の半額を交付するものとされております。なお、歳出におきましては、財源内訳の補正をさせていただいております。

次に、3目の出産育児一時金補助金の20万円でございますが、こちらも新規事業でございまして、条例でご可決をいただきましたように、10月1日から4万円が引き上げられることになりました。これに伴いまして、この国負担分の2分の1の額、2万円の10人分ということで計上させていただいてい

るものでございます。なお、当初の予算では、出産一時金につきましては

20 人分を計上させていただいておりました。しかしながら、本年度は既にこの9月時点で 19 名の方の出産が行われておりまして、非常に例年になく出産が多いということで、当初予算では足らなくなっているということで、今後の見込みを含めまして、引き上げ額の4万円にプラスしまして、10 人分を予算計上、補正計上させていただいているところでございます。

続きまして、第4款療養給付費交付金でございますが、こちらは 20 年度の確定によりまして、差額分を過年度分として補正をさせていただくものでございます。

10 款の繰入金は一般会計繰入金ですが、出産育児一時金の 10 人分の補正及び4万円の引き上げに伴います町負担分を増額をさせていただくものでございます。

次に、11 款繰越金につきましては、決算の確定によりまして、前年度繰越金を 1,067 万 3,000 円増額させていただくものでございます。

続いて、56、57 ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず2款4項1目の出産育児一時金の 420 万円の増額は、出産数の増及び一時金の引き上げに伴いまして、10 人分を補正させていただくものでございます。

6款の介護給付金及び8款の保健事業費の補正は、歳入でのご説明のとおりでございます。

9款の基金積立金は、決算の確定によりまして、保険給付費支払準備基金へ 1,500 万円を積み立てさせていただくものでございまして、この結果、

予算ベースではございますが、この積み立てによりまして、基金残高は
2,684 万円になるものでございます。

次に、11 款1項3目の償還金は、20 年度の療養給付費及び保健事業
の確定によりまして、国、県負担分等に差額を生じたものを返還するもので
ございます。6目の高額療養費特別支給金は、歳入で説明させていただい
たとおりでございます。

最後に、58 ページ、12 款の予備費でございますが、581 万 3,000 円を
増額して、補正後の額を 1,567 万 3,000 円とさせていただくものでござい
ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行
います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 58 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第10、第59号議案 平成21年度嵐山町老人保健特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、平成21年度嵐山町老人保健特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452万2,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を2,256万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 議案第 59 号について細部の説明をさせていただきます。

70、71 ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、1 款支払基金交付金、2 款国庫支出金、4 款繰入金の補正につきましては、いずれも平成 20 年度の事業費に対する負担額の確定によりまして、過年度分を補正させていただくものでございます。

また、5 款繰越金も、20 年度決算により前年度繰越額が確定したことに伴いまして、436 万 3,000 円を増額させていただくものでございます。

次に、72、73 ページ、歳出をお願いいたします。3 款諸支出金、1 項償還金は、20 年度県負担額の確定によりまして、超過交付額を返還するものでございます。

2 項繰出金は、20 年度に国庫負担金等の未交付分として一般会計より繰り入れたものを後年度精算として繰り出すものでございます。

また、4 款予備費でございますが、128 万 4,000 円を増額し、補正後の額を 178 万 8,000 円とさせていただくものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 59 号議案 平成 21 年度嵐山町老人保健特別会計補正予算
(第 1 号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 11、第 60 号議案 平成 21 年度嵐山町後期高齢
者医療特別会計補正予算(第 1 号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 60 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 60 号は、平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予

算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 61 万 9,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億 4,034 万 9,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 議案第 60 号の細部についてご説明をさせていただきます。

84、85 ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、20 年度決算の確定によりまして、5款繰越金を 61 万 9,000 円増額し、補正後の額を 66 万 9,000 円とさせていただくものでございます。

次に、86、87 ページの歳出でございますが、歳入の増額に伴いまして、同額の 61 万 9,000 円を増額し、補正後の額を 116 万 3,000 円とさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 60 号議案 平成 21 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 61 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 12、第 61 号議案 平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 61 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 61 号は、平成 21 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第 1

号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,986 万 4,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を9億 7,541 万 1,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、議案第 61 号の細部につきましてご説明申し上げます。

98 ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款の支払基金交付金につきましては、平成 20 年度の介護給付費等の確定によりまして、70 万 6,000 円が社会保険診療報酬支払基金から追加交付となりますので、これを増額するものでございます。

次に、8款の繰越金でございますが、平成 20 年度の決算の確定に伴う前年度繰越金でございまして、8,915 万 8,000 円を増額するものでございます。なお、この中には、介護給付費の確定による超過交付となっております国、県等への返還金 5,012 万 9,000 円も含まれております。

続いて、100 ページをお願いいたします。歳出の4款の基金積立金でございます。平成 20 年度決算による歳計剰余金を介護給付費準備基金へ積

み立てるため、3,969万9,000円増額するものでございます。

次に、5款の諸支出金の償還金2,616万2,000円につきましては、平成20年度の介護給付費等の確定に伴いまして、超過交付額を国、県及び支払基金へ返還するものでございます。一般会計繰出金の2,396万6,000円につきましても、平成20年度の決算に伴いまして、介護給付費等の町負担の超過繰り入れ分を一般会計へ返還するため繰り出すものでございます。

6款の予備費でございますが、3万7,000円を増額しまして、補正後の予算額を709万4,000円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第61号議案 平成21年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 13、第 62 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 62 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 62 号は、平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 1,830 万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を8億 9,154 万 6,000 円とするものであります。そのほか、地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

107 ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正ですけれども、5,600 万円を増額をして、限度額を2億 7,680 万円とするものでございます。起債の方法等については変わりません。

続きまして、114 ページ、15 ページをお願いいたします。国庫支出金の下水道事業費補助金 4,000 万円ですけれども、これにつきまして、国の1次補正に伴いまして、公共下水道事業を前倒しで実施するため、事業費の2分の1を補正するものということでございます。

それから、一般会計の繰入金、次ですが、682 万 5,000 円、これにつきましては埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業として実施をいたします公共下水道長寿命化計画作成基礎調査業務委託料の事業費分 10 割、これを一般会計から繰り入れるものでございます。

次の前年度繰越金、これは 1,547 万 5,000 円ということで増ということで、前年度の繰越額が確定したということでございます。

それから、町債ですけれども、下水道事業債ですが、5,600 万円ということで、今回有利な町債として発行するものでございます。

続きまして、116 ページをお願いいたします。建設事業費なのですけれども、15 節の工事請負費なのですけれども、これにつきまして、川島地内の工事請負費ということで、延長が今現在 1,443 メートルを予定しております。

す。それから、次の22節の補償補てん及び賠償金ということですが、この補償金500万円、これは上水道のほうから入ってくる補償金でございます。

それから、次の委託料、維持管理費のほうの委託料ですが、683万5,000円につきましては、これは先ほども申し上げましたが、志賀2区地内の不明水の浸入状況やマンホールの欠損、誤接合の実態を把握して、公共下水道の長寿命化計画を策定するための基礎調査を行うものということで、調査区域が志賀2区の地域ということで37.2ヘクタール、それからこの雇用人数等については4人、それから雇用の予定期間が21年10月1日から22年の3月ごろまでを予定しているということでございます。これにつきましては、10割が来るということでございます。

それから、予備費については747万5,000円を増額をして、補正後は1,525万7,000円となるものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今度の工事でどの程度、進捗率はどのくらいになるのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 今はっきりとは出ていませんけれども、昨年度よりも当然ふえます。去年が、20 年度が進捗率が 254.3、301.8 分の 254.3 というのが平成 20 年度の進捗率でございましたので、これが面積がちょっと出ていないので、あれなのですけれども、301.8 ということでありますので、これが何ヘクタールか、ちょっと正確に出ておりません。これが6ヘクタールだと300分の6、幾つになるのでしょうか、6ヘクタールだとすると、2%ふえるということでございまして、こんな答弁で申しわけありませんけれども、よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 ほかに。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 17 ページの関係で、県の緊急雇用創出基金の関係で、補助なのですけれども、公共下水道長寿化計画の策定のための経費ということなのですけれども、どんな計画なのでしょう。例えば下水管の耐震化とか、そういうものが、あるいは例えば耐えられないとか、そういう関係や何かの調査、計画をするということになっていくのでしょうか。その辺のところ、ちょっとはつきりわからないので、その計画の内容についてお聞きしたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 これについては、まず不明水の調査をして、それでこの基礎調査を行うということは、この事業概要につきましては、先ほど申し上げましたけれども、こんなことが書いてあります。本業務は、嵐山町公共下水道施設において、不明水浸入状況やマンホールの欠損、誤接合の実態を把握し、嵐山公共下水道長寿命化計画を策定するための基礎調査を行うものであると、こういうふうにして申請をしております。ですから、これにつきまして、今までずっと不明水、不明水ということでいろいろ言われてきまして、志賀2区の地内でどの程度あるかということで、今までできなかったのですけれども、今回の10割補助を利用してやらせていただくということでございまして、調査区域は志賀2区地内の37.2ヘクタールということで、これについては調査員による流量調査だとか、地下水の水位の調査、それから人工、マンホール、誤接合調査と、こういうふうなものを調査をするのです。それと、その後、調査結果の解析、検討ということで、流量の解析だとか、マンホール内の状況解析、排水設備、公共ますの状況解析と実態、そういったものの、それをして実態調査の評価、検討すると、こういう内容でござい
ます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 建設事業の場所なのですが、川島の大体どの辺

をやるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 鬼鎮神社がありますね、川島地内に。そこから玉熊線まで抜ける道路があるのですけれども、そのところの道路を挟んだ部分という、その辺のところですよ。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 62 号議案 平成 21 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第14、第63号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第63号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第63号は、平成21年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を1,120万4,000円減額をし、合計4億9,245万5,000円とするものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を500万円増額をし、合計700万円に、資本的支出を7,307万7,000円増額をし、合計3億4,002万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

129 ページをお願いいたします。平成 21 年度嵐山町水道事業計画予算執行計画と、補正の第 1 号ということですが、事業費用、今回 1,120 万 4,000 円の減ということで、合計額が 4 億 9,245 万 5,000 円というものでございます。これにつきましては、4 月の人事異動に伴うものということで、それに伴って職員が 1 名減っているということで、8 人から 7 人になった人件費等をこのところで補正減をさせていただいたということでございます。

続きまして、130 ページをお願いいたします。収入については、資本的収入ですが、工事の負担金が 500 万円、これは下水道会計からの補償料ということでございます。

それから、支出のほうですが、資本的支出のところの工事請負費 7,300 万円なのですが、これは下水のほうで今回 8,000 万円ほど増額をさせていただいたということで、それに伴って下水道関連、このところが 6,500 万円ほどふえているということで、合計が 7,300 万円の増となるものでございまして、ほとんどがこれも川島地内の下水に伴ってやる工事です。

以上です。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 63 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第 1 号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 71 号～議案第 73 号の上程、説明、質疑、討論、
採決

○柳 勝次議長 日程第 15、第 71 号議案 町の境界変更についての件、
日程第 16、第 72 号議案 字の区域を変更することについての件及び日程
第 17、第 73 号議案 境界変更に伴う財産処分に関する協議についての件、
以上 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第 71 号につきまして提案の趣旨をご説明申

し上げます。

議案第 71 号は、町の境界変更についての件でございます。滑川町との境界を変更することを埼玉県知事に申請したいので、地方自治法第7条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 72 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 72 号は、字の区域を変更することについての件でございます。滑川町との境界を変更することに伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法第 260 条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 73 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 73 号は、境界変更に伴う財産処分に関する協議についての件でございます。滑川町との境界を変更することに伴い、財産処分の必要が生じたため、地方自治法第7条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

最初に、議案第 71 号でございますが、市町村間の境界変更の手續につ

きましては地方自治法第7条に規定がございます。関係市町村の申請に基づきまして、都道府県議会の議決を経てこれを定め、知事から総務大臣へ届け出がなされ、その後、官報での告示行為を経て効力が発生するということになっております。なお、市町村が知事へ申請する際には、その市町村の議会の議決を経ることになっております。

具体的なものにつきましては、3枚目の地図をちょっとごらんになっていただきたいと思います。黄色で表示した部分、これは嵐山町から滑川町に編入する区域でございます。次に、青色で表示した部分、滑川町から嵐山町に編入する区域でございます。見にくいかと思いますが、この一点斜線、これにつきましては変更前の行政界、赤線が変更後の行政界ということになっております。

1枚戻っていただきまして、参考資料ということでここがございますけれども、それぞれ滑川町に編入する区域(A)、嵐山町に編入する区域(B)、これを地目ごとにあらわしたものでございまして、合計をごらんになっていただきますと、合計の一番右でございますけれども、差し引きでございまして、0.65 平方メートル、滑川町が増ということになるわけでございます。

なお、境界変更の期日でございますが、平成 22 年の3月1日を予定をしております。

次に、議案第 72 号の細部説明をさせていただきます。字の区域を変更することについての件でございますけれども、滑川町から編入する区域、こ

これは大字水房字どこそこというふうな表示になっておりますけれども、これを嵐山町の字名に変更する手続でございます。これにつきましては、地方自治法の第260条にその規定があるわけでございます。町の議会の議決を経て定め、知事に届け出を行い、その後、県報に告示をして、効力が発生するというふうなことでございます。

裏面の変更調書をごらんになっていただきたいと思います。それぞれ5つの小字に編入するわけございまして、面積を申し上げますと、川島字赤坂下、これが6,918平方メートル、川島字豊田、これが3,092平方メートル、川島字上前、これが6,880平方メートル、川島字岩花、これが4,350平方メートル、川島字沼下、これが1,087平方メートル、合わせまして、71号の参考資料にございました2万2,327平方メートルになるものでございます。

最後に、議案第73号の細部説明をさせていただきます。このような境界変更に伴う財産処分の手続ございまして、地方自治法第7条5項及び6項にその規定があるわけでございます。関係市町村がそれぞれの議会の議決を経て、協議して定めるというふうなことでございます。

裏面の協議書の案をごらんになっていただきたいと思います。1といたしまして、比企郡滑川町が所有する次の土地は、比企郡嵐山町の所有とする。滑川町から嵐山町所有となるものでございまして、滑川町の町道7046号線、これ1路線ございまして、103平方メートルでございます。

2が嵐山町が所有する次の土地は滑川町の所有とするということでございまして、嵐山町から滑川町所有となるものでございます。これにつきましては3路線ございまして、合わせて145平方メートルでございます。

なお、議決後、滑川町と正式な協議を経まして、境界変更、先ほど申し上げました来年の3月1日にあわせてこの財産処分を行うことになるわけでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、3議案一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、第71号議案 町の境界変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第 72 号議案 字の区域を変更することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

最後に、第 73 号議案 境界変更に伴う財産処分に関する協議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月9日、10日、11日、14日及び15日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月9日、10日、11日、14日及び15日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時49分)